

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生						
	【住宅・病院・学校等の耐震化】					
1	<p><住宅の耐震化></p> <p>住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村と連携を図りながら、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。</p>		<p>平成25年時点の住宅の耐震化率は73.3%と低く、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。</p>	<p>住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を促進する。</p> <p>また、家具固定など、家庭での地震対策や住宅耐震化の重要性を普及するため、県民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。</p>	<p>県土整備部 危機管理局 市町村</p>	<p>住宅の耐震化率 73.3%【H25】 → 95.0%【H32】</p>
2	<p><大規模建築物の耐震化></p> <p>不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村と連携を図りながら、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。</p>		<p>平成25年時点の大規模建築物等の耐震化率は85.4%であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。</p>	<p>大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。</p> <p>また、様々な機会を通じて、耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。</p>	<p>県土整備部 危機管理局 市町村</p>	<p>不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化率 85.4%【H25】 → 95.0%【H32】</p>
3	<p><公営住宅の耐震化・老朽化対策></p> <p>公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、県と市町村は、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。</p>		<p>平成27年8月末現在、建築後30年以上経過した公営住宅が56%ある中、公営住宅の耐震化率は88.4%となっていることから、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。</p>	<p>公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、県と市町村は、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>県営住宅の長寿命化計画による建替戸数 72戸【H23～H27】 → 304戸【H23～H32】</p>
4	<p><病院施設の耐震化></p> <p>災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。</p>		<p>耐震基準を満たしていない病院があることから、災害拠点病院等の病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。</p> <p>災害拠点病院である県立中央病院の耐震化は実施済みであるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>	<p>引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。</p>	<p>健康福祉部 病院局 市町村</p>	<p>病院施設の耐震化率 国調査結果（H27.9現在） 県内病院（97病院）の耐震化率：73.2% 県内災害拠点病院等（9病院）の耐震化率：77.8%</p>
5	<p><社会福祉施設等の耐震化></p> <p>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。</p>		<p>耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。</p>	<p>社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。</p>	<p>健康福祉部 社会福祉法人等</p>	<p>「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」による対象施設の耐震化工事対応状況 10施設中7施設が工事完了</p>
6	<p><公立学校施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全確保の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。</p>		<p>耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策も含めた耐震化や老朽化対策が必要である。</p>	<p>利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、市町村と連携を図りながら国の交付金等を活用し公立学校施設等の耐震化及び老朽化対策を促進する。</p>	<p>教育庁 市町村</p>	<p>県立学校施設の耐震化率 98.9%【H28】 → 100%【H33】 市町村立小中学校の耐震化率 98.3%【H28】 → 100%【H33】</p>
7	<p><私立学校の耐震化></p> <p>幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。</p>		<p>耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校があることから、引き続き耐震化の取組を促す必要がある。</p>	<p>私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。</p>	<p>総務部 学校法人等</p>	<p>私立学校等の耐震化率 75.8%【H28】</p>
8	<p><建築物等からの二次災害防止対策></p> <p>余震等による建築物の倒壊等や被災した宅地の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に取り組むとともに、応急危険度判定に関する協力体制等について、（一社）青森県建築士会と協定を締結している。</p>		<p>平成28年3月末現在、被災建築物応急危険度判定士は590名、被災宅地危険度判定士は143名登録されているが、県及び市町村において円滑に判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。</p>	<p>県及び市町村において円滑に判定活動を実施するため、市町村と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
9	<p><文化財の防災対策の推進></p> <p>地震発生時に倒壊等により人的被害が発生する恐れがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。</p>		<p>文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策等を推進していく必要がある。</p>	<p>市町村と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。</p>	<p>教育庁 市町村</p>	<p>文化財パトロールの実施件数 1,357件【H27】 → 1,600件【H33】</p>
	【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】					
10	<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>県有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。</p>		<p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。</p>	<p>全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。</p>	<p>総務部 各施設所管部局</p>	
11	<p><県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化を促進している。</p>		<p>防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、H26年度末時点で87.8%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。</p> <p>県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。</p>	<p>引き続き県庁舎等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を市町村に促す。</p> <p>県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。</p>	<p>危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村</p>	<p>本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎【H28】 → 6/6庁舎【H30】</p>
12	<p><警察施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>警察本部庁舎を除く県内にある18警察署のうち、老朽化が進んだ警察署があるため、耐震化調査を進めている。</p>		<p>県内の警察署は、老朽化が進んでいるものが10箇所あるため、施設の耐震化診断を進め、災害発生時に機能不全に陥らないよう、老朽化対策を講じる必要がある。</p>	<p>災害発生時に地域の警察署が機能不全に陥らないよう、老朽化が進んだ庁舎の耐震化診断を進め、必要に応じて耐震化対策を講じる。</p>	<p>警察本部</p>	
13	<p><港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。</p> <p>港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。</p> <p>被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾3港で港湾BCPを策定している。</p> <p>災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>		<p>県内3港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。</p> <p>また、重要港湾に係るBCPの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。</p> <p>漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を対象漁港34のうち25漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。</p> <p>港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。</p> <p>また、重要港湾に係るBCPの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。</p> <p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部</p>	<p>耐震強化岸壁の整備率 75% (H22全国目標70%) 重要港湾での港湾BCP策定率100% (H27末策定率 全国55%) 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 24漁港【H33まで】</p>
14	<p><ため池施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。</p>		<p>ため池の一斉点検の結果、より詳細な点検を必要とするため池が239か所あることから、優先順位を定め計画的に詳細調査に取り組む必要がある。</p>	<p>ため池中期プランを策定の上、市町村と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、ため池の耐震化を促進する。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	<p>より詳細な点検を必要とするため池239か所について、ため池中期プランに基づき、計画的に調査を実施する。</p>
	【市街地の防災対策】					
15	<p><都市公園における防災対策></p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進めるため、実施主体である市町村に対し助言等を実施している。</p>		<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置出来る部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。</p>	<p>引き続き、市町村に対し必要な助言等を実施しながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 0公園【H27】 → 4公園【H32】</p>

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
16	<p><幹線街路の整備></p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、市町村と連携して幹線街路の整備を推進している。</p>		<p>平成27年度末時点での幹線街路の整備率は56.1%であり、都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。</p>	<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、市町村と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>幹線街路の整備率 56.1% (H27) ⇒ 56.6% (H32)</p>
	【道路施設の防災対策】					
17	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>		<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県土整備部 市町村</p>	
18	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>		<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部 市町村</p>	
19	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>		<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】</p>
	【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
20	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>		<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。</p>	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。</p>	<p>企画政策部 鉄道事業者</p>	
21	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全性を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>		<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。</p>	<p>平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。</p>	<p>企画政策部</p>	
	【空き家対策】					
22	<p><空き家対策></p> <p>雪害による空き家の倒壊等を防止するため、空き家対策相談マニュアルを作成するなどにより市町村へ情報提供を行い、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。</p>		<p>大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊の恐れ等がある危険な空き家(特定空き家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。</p>	<p>倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進するため、市町村と連携して、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するための人材育成やサポート体制の構築などを行う。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【防火対策・消防力強化】					
23	<p><防火対策></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に各消防本部において火災予防運動を実施しているほか、住宅火災による被害軽減のため、各地区の幼少年女性防火委員会等において住宅用火災警報器の普及活動を実施している。</p> <p>また、火災や危険物事故の未然防止を図るため、消防設備士、危険物取扱者に対し技術向上等に係る講習等を実施している。</p>		<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p> <p>また、消防設備士、危険物取扱者が社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、新しい知識・技能を習得し資質向上を図っていく必要がある。</p>	<p>防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き各消防本部において火災予防運動を実施するほか、各地区の幼少年女性防火委員会等において、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。</p> <p>また、消防設備士、危険物取扱者が常に新しい知識・技能を習得し、資質が図られるよう、引き続き講習等を実施する。</p>	危機管理局 市町村	
24	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>		<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p>	危機管理局 市町村	
25	<p><消防団の充実></p> <p>市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>	再掲	<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> <p>また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	危機管理局 市町村	
26	<p><防災ヘリコプター等の活動の確保></p> <p>災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所に場外離着陸場を指定してしている。</p>	再掲	<p>必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。</p>	<p>既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に場外離着陸場の現況調査を実施する。</p> <p>また、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。</p>	危機管理局	
	【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】					
27	<p><石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策></p> <p>青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>		<p>石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。</p>	危機管理局 民間事業者	
	【避難場所の指定・確保】					
28	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。</p>		<p>平成28年7月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は16市町村、指定避難所の指定は17市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っている。</p>	危機管理局 県土整備部 市町村	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 16【H28】 → 40【H29】

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
29	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、市町村における取組を支援している。</p>		<p>福祉避難所が確保されていない地域があることから、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続き、市町村に対して依頼等を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所のない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。</p>	<p>危機管理局 健康福祉部 市町村</p>	<p>福祉避難所の指定・協定締結済市町村の数 35【H28】 → 40【H29】</p>
30	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の「防災公共」の取組に基づき、危険箇所の対策を推進している。</p> <p>また、危険箇所情報を市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路が確保されているか検証するよう促している。</p>		<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所の対策を進める必要がある。</p> <p>また、住民が適切な避難場所と避難経路を認識していなければ、避難勧告等が発令された場合、速やかな避難につなげるため、必要な危険箇所情報を随時市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路の検証を促す必要がある。</p>	<p>集落や沿岸地域の特性に応じた安全な避難場所と避難経路を見直すため、防災公共推進計画のフォローアップと本計画に基づいた対策を引き続き推進していく。</p> <p>また、市町村に対して最新の危険箇所情報を提供する等の支援を行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村</p>	
31	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>		<p>災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村</p>	
【避難行動支援】						
32	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成等に関する研修や情報提供を実施している。</p>		<p>平成28年4月現在、県内40市町村における避難行動要支援者名簿の作成は、25市町村にとどまることから、全ての市町村で作成されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で避難行動要支援者名簿の作成が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、名簿を作成していない市町村に対しては、個別に、作成に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 25【H28】 → 40【H29】</p>
33	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。</p>		<p>平成28年4月現在における個別計画の策定は、避難行動要支援者名簿を作成している25市町村のうち7市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>個別計画を作成した市町村の数 7【H28】 → 40【H32】</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】						
34	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。</p>		<p>災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は46.5%（H28.4）と全国ワースト2位であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。</p>	<p>自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、引き続き、市町村と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>自主防災組織の組織率 46.5%【H28】 → 50%【H30】</p>
35	<p><防災意識の啓発></p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。</p>		<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に関する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
36	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、市町村が実施する防災訓練に対する支援を行っている。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。</p>		<p>市町村単位の防災訓練は、定期的には実施されていない地域もあることから、地域住民の防災意識を高めるため、各市町村において地域単位での防災訓練を行う必要がある。</p>	<p>市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p> <p>また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生						
	【津波防災施設の整備】					
37	<p><津波防災施設の整備> 高潮や波浪、津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林整備している。</p> <p>高潮、波浪又は津波等による被害から海岸を防護するため、防波堤や岸壁などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。</p>		<p>防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもことから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める必要がある。</p> <p>防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。</p>	<p>現在の施設の状況を踏まえ、市町村との連携を図りながら、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。</p> <p>海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部</p>	<p>高潮対策及び老朽化対策実施漁港数 長寿命化計画の策定漁港数 40漁港【H33まで】</p>
38	<p><海岸陸間の管理体制の強化> 海岸陸間等の安全かつ確実な操作のため、操作規則を策定している。</p> <p>災害発生時における陸間等の操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、遠隔操作化を推進している。</p>		<p>陸間等の統一的な操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。</p> <p>また、港湾においては陸間等の遠隔化・自動化が行われていないことから、捜査員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。</p>	<p>海岸陸間を安全かつ適切に操作するため、操作員の安全確保を最優先とすることなど委託内容の明確化を図った上で、市町村等と管理委託協定を締結する。</p> <p>また、港湾において陸間等の遠隔化・自動化の導入を検討するため、制御技術や管理体制の研究を行っていく。</p>	<p>県土整備部 農林水産部</p>	<p>市町村等と管理委託協定の締結 46% (H27) → 80% (H33) (河川) 海岸水門等の遠隔操作化箇所割合 100% (港湾) 海岸陸間等の遠隔操作化箇所割合 0%</p>
	【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】					
39	<p><河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。</p>		<p>河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。</p>	<p>河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。</p>	<p>県土整備部</p>	
	【警戒避難体制の整備】					
40	<p><津波浸水想定の設定・津波災害警戒区域の指定> 国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。</p>		<p>最大クラスの津波が発生した場合においても、人命を守ることを最優先とした津波防災の推進が求められていることから、その基礎となる、最大クラスの津波の浸水区域及び水深を設定し公表する必要がある。</p> <p>津波災害警戒区域については、現時点で指定区域がないところであるが、津波浸水想定の見直し等を適切に反映していく必要がある。</p>	<p>津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。</p> <p>津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 農林水産部</p>	<p>津波浸水想定を設定している市町村の割合 100%【H26】 津波災害警戒区域を指定している市町村の割合 0%【H27】 → 100%【H33】</p>
41	<p><地震・津波被害想定調査の実施> 地震発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害を軽減するため、津波浸水想定に基づく地震・津波被害想定調査を実施している。</p>		<p>地震・津波被害想定調査は、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震、内陸直下型地震の3つの想定を行っており、国等の新たな科学的知見に基づき必要に応じて見直しの必要がある。</p>	<p>新たな科学的知見に基づき地震・津波想定を見直すとともに、防災意識の向上を図るため周知・活用を促進する。</p>	<p>危機管理局</p>	
42	<p><津波ハザードマップの作成> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害を軽減するため、津波浸水想定に基づく地震・津波被害想定調査を実施するとともに、市町村における津波ハザードマップの作成を促進している。</p>		<p>平成27年11月現在における津波ハザードマップの作製は、沿岸22市町村中14市町村にとどまることから、未作成市町村におけるマップ作製の取組を促進するとともに、作成されたハザードマップの周知・活用を図っていく必要がある。</p>	<p>全ての沿岸市町村において津波ハザードマップが作成されるよう、引き続き技術的な支援や助言等を実施するとともに、作成された津波ハザードマップや地震・津波被害想定調査結果の周知・活用を促進する。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 農林水産部 市町村</p>	<p>津波ハザードマップを作成している市町村の数 14【H27】 → 22【H00】</p>
43	<p><漁船避難ルールづくりの促進> 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船による冲出する場合の可否等の漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施している。</p>		<p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協等が少ないことから、漁船が冲出避難する場合の可否等の地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>	<p>それぞれの地域において津波発生時の漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。</p>	<p>農林水産部 漁協</p>	<p>漁船避難ルールづくりに取り組む漁協</p>

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【避難場所の指定・確保】					
44	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。</p>		<p>平成28年7月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は16市町村、指定避難所の指定は17市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 市町村</p>	<p>指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 16【H28】 → 40【H29】</p>
45	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、市町村における取組を支援している。</p>	再掲	<p>福祉避難所が確保されていない地域があることから、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続き、市町村に対して依頼等を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所のない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。</p>	<p>危機管理局 健康福祉部 市町村</p>	<p>福祉避難所の指定・協定締結済市町村の数 35【H28】 → 40【H29】</p>
46	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の「防災公共」の取組に基づき、危険箇所の対策を推進している。</p> <p>また、危険箇所情報を市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路が確保されているか検証するよう促している。</p>	再掲	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所の対策を進める必要がある。</p> <p>また、住民が適切な避難場所と避難経路を認識していなければ、避難勧告等が発令された場合、速やかな避難につなげるため、必要な危険箇所情報を随時市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路の検証を促す必要がある。</p>	<p>集落や沿岸地域の特性に応じた安全な避難場所と避難経路を見直すため、防災公共推進計画のフォローアップと本計画に基づいた対策を引き続き推進していく。</p> <p>また、市町村に対して最新の危険箇所情報を提供する等の支援を行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村</p>	
47	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	再掲	<p>災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村</p>	
48	<p><都市公園における防災対策></p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進めるため、実施主体である市町村に対し助言等を実施している。</p>	再掲	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置出来る部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。</p>	<p>引き続き、市町村に対し必要な助言等を実施しながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 0公園【H27】 → 4公園【H32】</p>
	【避難行動支援】					
49	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成等に関する研修や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年4月現在、県内40市町村における避難行動要支援者名簿の作成は、25市町村にとどまることから、全ての市町村で作成されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で避難行動要支援者名簿の作成が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、名簿を作成していない市町村に対しては、個別に、作成に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 25【H28】 → 40【H29】</p>
50	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年4月現在における個別計画の策定は、避難行動要支援者名簿を作成している25市町村のうち7市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>個別計画を作成した市町村の数 7【H28】 → 40【H32】</p>

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【消防力の強化】					
51	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>	再掲	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p>	危機管理局 市町村	
52	<p><消防団の充実></p> <p>市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>	再掲	<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> <p>また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	危機管理局 市町村	
53	<p><消防団員の安全確保></p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、海岸を有する市町村では、退避ルールの確立や活動可能時間の設定等を内容とする「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定するよう、働きかけている。</p>		<p>平成28年11月現在、海岸を有する2市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の策定は21市町村であり、全市町村で策定されるよう引き続き、助言などを実施する必要がある。</p>	<p>全市町村で「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」が策定されるよう、助言等を行う。</p>	危機管理局 市町村	
	【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
54	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。</p>	再掲	<p>災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は46.5%（H28.4）と全国ワースト2位であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。</p>	<p>自主防災組織の設立促進と、既存組織の活動の活発化に向けて、引き続き、市町村と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。</p>	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 46.5%【H28】 → 50%【H30】
55	<p><防災意識の啓発></p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。</p>	再掲	<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に関する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。</p>	危機管理局 市町村	
56	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、市町村が実施する防災訓練に対する支援を行っている。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。</p>	再掲	<p>市町村単位の防災訓練は、定期的には実施されていない地域もあることから、地域住民の防災意識を高めるため、各市町村において地域単位での防災訓練を行う必要がある。</p>	<p>市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p> <p>また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	危機管理局 市町村	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫						
	【河川改修等の治水対策】					
57	<p><河川改修等の治水対策></p> <p>洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進している。</p>		<p>県管理河川全体の要改修延長（1,216.5km）に対する平成27年度末の河川整備率が38.8%と低いことから、計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。</p>	<p>洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>県管理の河川整備率 38.8%（H28.3末）→39.5%（H32.3末）</p>
	【河川・ダム施設等の防災対策】					
58	<p><河川関連施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。</p>	再掲	<p>河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。</p>	<p>河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。</p>	<p>県土整備部</p>	
59	<p><内水危険個所の被害防止対策></p> <p>内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、各市町村において、雨水管渠や排水ポンプ場の整備を推進している。</p>		<p>市町村における都市浸水対策達成率は37.2%となっていることから、内水による家屋の浸水被害を解消に向けて市町村の取組を一層促進する必要がある。</p>	<p>市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する浸水対策事業のより一層の促進が図られるよう、引き続き助言等を実施する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>都市浸水対策達成率 37.2%【H27】 → 37.9%【H32】</p>
60	<p><農業用ダム・ため池の防災対策></p> <p>将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、長寿命化計画の策定を推進している。</p> <p>市町村及び土地改良区が管理している農業用ダム・ため池についても、長寿命化計画の策定が進むよう、技術的な支援等を実施している。</p>		<p>県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。</p> <p>市町村及び土地改良区が管理する農業用ダム・ため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた支援等を継続していく必要がある。</p>	<p>県管理の農業用防災ダムについて、計画的に点検・診断を実施の上、長寿命化計画を策定する。</p> <p>市町村及び土地改良区が管理する農業用ダム・ため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き技術的な支援等を実施する。</p>	<p>農林水産部 市町村 土地改良区</p>	<p>個別施設ごとの長寿命化計画（農業用ダム）の策定数 0基【H27】 → 12基（100%）【H32】</p> <p>個別施設ごとの長寿命化計画（農業用ため池）の策定数 0施設【H27】 → 149施設（100%）【H32】</p>
61	<p><農業水利施設の防災対策・老朽化対策></p> <p>集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、頭首工等の河川工作物や農業用排水路の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。</p>		<p>老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。</p>	<p>市町村等と連携を図りながら、機能が低下した頭首工等の河川工作物について、撤去も含め必要な対策を講じるとともに、農業用排水路について、機能不全による被害発生を防止を図るため、補強・改修等を実施する。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	<p>農業用河川工作物の老朽化対策実施箇所数 13箇所【H00】 → 00箇所【H00】</p> <p>農業用排水路の整備 4地区【H00】 → 00地区【H00】</p>
62	<p><海岸保全施設の整備></p> <p>波浪・高潮等による浸水被害を防止するため、砂浜の浸食対策として海岸保全施設を整備している。</p>		<p>砂浜の侵食が進み高潮等による浸水被害の恐れが増大していることから、人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め浸水被害を防ぐ必要がある。</p>	<p>高潮の被害から背後地を守るため、地元自治体や住民の意向を確認しながら、防潮堤等の整備を検討していく。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>津波・高潮・波浪による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 62ha【H27】 → 28ha【H31】</p>
	【警戒避難体制の整備】					
63	<p><洪水ハザードマップの作成></p> <p>洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村の浸水想定区域図を指定・公表しており、市町村は洪水ハザードマップを作成・公表している。</p>		<p>市町村が作成する洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表を予定していることから、当該区域をもとにした洪水ハザードマップを作成する必要がある。</p>	<p>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を計画的に指定・公表するとともに、市町村における洪水ハザードマップ修正等の促進に向けて、助言等を実施する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>洪水ハザードマップ作成・公表率 100%（26市町村/26市町村）【～H24】</p>
64	<p><内水ハザードマップの作成></p> <p>内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水実績がある市町村において、内水ハザードマップの策定を推進している。</p>		<p>市町村における内水ハザードマップの整備率は10.0%であり、住民の避難体制等を強化し、市街地等の浸水による水害を未然に防止するためには、内水ハザードマップの作成を一層推進する必要がある。</p>	<p>内水ハザードマップの策定に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した内水浸水想定区域図の作成を促進するため、助言等を実施する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>内水ハザードマップを作成する必要がある20市町村のうち、内水ハザードマップを作成・公表した市町村の割合（整備率） 10.0%【H27】 → 100.0%【H33】</p>

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
65	<p><高潮浸水想定区域の指定></p> <p>高潮発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、高潮浸水想定区域の指定に取り組んでいる。</p>		<p>近年、全国各地で多発している、想定を超える浸水被害に備え、最大規模の高潮が発生した場合の災害に対する水防体制の強化が課題となっていることから、水位周知海岸、及び、高潮浸水想定区域を指定する必要がある。</p>	<p>水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定するため、必要な調査を実施し、関係機関等と検討を行い、関係市町村と協議の上、指定を進める。</p>	<p>県土整備部 農林水産部</p>	<p>高潮浸水想定区域を指定している市町村の割合 0%【H27】 → 100%【H33】</p>
66	<p><避難勧告等発令の支援></p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、避難勧告等の発令を行う市町村に対し、水位到達情報等を通知している。</p>		<p>水災害に備え出水時に市町村長が避難勧告等を発令するタイミングを的確に判断する必要があることから、水位到達情報等の通知を適切に行っていく必要がある。</p>	<p>洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村長が水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう洪水タイムラインの策定やホットラインの構築を進める。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	
67	<p><避難勧告等の発令基準の作成></p> <p>市町村から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（新ガイドライン）に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、高潮災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定するよう市町村に働きかけている。</p>		<p>新ガイドラインに基づく避難勧告等の発令基準については、平成28年7月現在で、該当する災害の全ての発令基準を作成している市町村は、12市町村にとどまっている。</p> <p>新ガイドラインに基づく発令基準を全ての該当する市町村で策定するため、引き続き、研修会の開催や情報提供等の発令基準策定を支援する必要がある。</p>	<p>該当する全ての市町村で新ガイドラインに基づく避難勧告等の発令基準の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、発令基準を策定していない市町村に対しては、個別に、策定に向けた指導・助言を行っていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>避難勧告発令基準を策定している市町村の数 水害(河川に係るもの) 13【H28】→34【H29】 土砂 15【H28】→37【H29】 高潮災害 7【H28】→22【H29】 津波 9【H28】→22【H29】</p>
68	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。</p>		<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p> <p>また、全市町村においてLアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、市町村における災害時の運用にばらつきがあるため、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。</p>	<p>市町村に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>災害時のLアラートの運用を確実にするため、市町村による定期的な訓練等を実施していく必要がある。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>訓練実施回数</p>
69	<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>		<p>県、市町村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 (非常通信訓練2回(東北地方1回、全国1回、Lアラート操作訓練毎月1回))</p>
【避難場所の指定・確保】						
70	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年7月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は16市町村、指定避難所の指定は17市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 市町村</p>	<p>指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 16【H28】 → 40【H29】</p>
71	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、市町村における取組を支援している。</p>	再掲	<p>福祉避難所が確保されていない地域があることから、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続き、市町村に対して依頼等を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所のない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。</p>	<p>危機管理局 健康福祉部 市町村</p>	<p>福祉避難所の指定・協定締結済市町村の数 35【H28】 → 40【H29】</p>

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
72	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の「防災公共」の取組に基づき、危険箇所の対策を推進している。</p> <p>また、危険箇所情報を市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路が確保されているか検証するよう促している。</p>	再掲	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所の対策を進める必要がある。</p> <p>また、住民が適切な避難場所と避難経路を認識していなければ、避難勧告等が発令された場合、速やかな避難につなげるため、必要な危険箇所情報を随時市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路の検証を促す必要がある。</p>	<p>集落や沿岸地域の特性に応じた安全な避難場所と避難経路を見直すため、防災公共推進計画のフォローアップと本計画に基づいた対策を引き続き推進していく。</p> <p>また、市町村に対して最新の危険箇所情報を提供する等の支援を行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村</p>	
73	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	再掲	<p>災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村</p>	
74	<p><都市公園における防災対策></p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進めるため、実施主体である市町村に対し助言等を実施している。</p>	再掲	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置出来る部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。</p>	<p>引き続き、市町村に対し必要な助言等を実施しながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 0公園【H27】 → 4公園【H32】</p>
【避難行動支援】						
75	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成等に関する研修や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年4月現在、県内40市町村における避難行動要支援者名簿の作成は、25市町村にとどまることから、全ての市町村で作成されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で避難行動要支援者名簿の作成が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、名簿を作成していない市町村に対しては、個別に、作成に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 25【H28】 → 40【H29】</p>
76	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年4月現在における個別計画の策定は、避難行動要支援者名簿を作成している25市町村のうち7市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>個別計画を作成した市町村の数 7【H28】 → 40【H32】</p>
【消防力の強化】						
77	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>	再掲	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
78	<p><消防団の充実></p> <p>市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>	再掲	<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> <p>また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	危機管理局 市町村	
	【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
79	<p><水防災意識社会再構築ビジョンの取組></p> <p>岩木川等の一級水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		<p>一級河川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を県が管理する二級河川に拡大する必要がある。</p>	<p>堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県が管理する二級河川に拡大し、新たに「減災対策協議会」を設立して対策を推進する。</p>	国 県土整備部 危機管理局 市町村	<p>設立する減災対策協議会数 0協議会【H28】 → 4協議会【H29】 100%</p>
80	<p><防災意識の啓発></p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。</p>	再掲	<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に関する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。</p>	危機管理局 市町村	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態					
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】					
81		土砂災害ハザードマップは全ての市町村において作成されているが、平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。	引き続き、市町村における土砂災害ハザードマップの修正等について助言等を行うとともに、住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県土整備部 市町村	土砂災害ハザードマップ作成・公表率 100%（36市町村/36市町村）【～H25】
82		土砂災害に関して、市町村長が避難勧告等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断を求められていることから、その判断材料として土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等の情報を提供する必要がある。	気象庁と協力しながら土砂災害警戒情報の精度を高めていくとともに、市町村長が避難勧告等の対象地域を今以上に判断し易いよう、より分かりやすい土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供するなど、情報提供の充実を図る。	国 県土整備部 市町村	
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】					
83		土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県土整備部	土砂災害危険箇所整備率 （要対策箇所1,514箇所） 31.6%【H25】 → 33.1%【H30】
84		既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県土整備部	青森県砂防関係施設長寿命化計画策定率 0%【H28】 → 100%【H30】
【農山村地域における防災対策】					
85		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。	荒地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状態を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（地すべり防止施設）の策定数 0施設【H27】→10施設【H32】
86	再掲	県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。 市町村及び土地改良区が管理する農業用ダム・ため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた支援等を継続していく必要がある。	県管理の農業用防災ダムについて、計画的に点検・診断を実施の上、長寿命化計画を策定する。 市町村及び土地改良区が管理する農業用ダム・ため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き技術的な支援等を実施する。	農林水産部 市町村 土地改良区	個別施設ごとの長寿命化計画（農業用ダム）の策定数 0基【H27】 → 12基（100%）【H32】 個別施設ごとの長寿命化計画（農業用ため池）の策定数 0施設【H27】 → 149施設（100%）【H32】
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】					
87		噴火シナリオ、火山ハザードマップ、具体的な防災対応を作成しているほか、噴火警戒レベルが導入されているが、さらに警戒避難体制を整備するため、住民、登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定する必要がある。	火山防災協議会において避難計画を検討し、市町村と連携し、防災対策の強化を図って行く。	危機管理局 環境生活部 農林水産部 県土整備部 観光国際戦略局 国 市町村	

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
88	<p><八甲田山の警戒避難体制の整備></p> <p>平成28年12月に常時観測火山に追加された八甲田山について、警戒避難体制を整備するため、平成25年9月に設置した八甲田山火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成している。</p>		<p>噴火シナリオ、火山ハザードマップ、具体的な防災対応を作成しているが、さらに警戒避難体制を整備するため、噴火警戒レベルの導入とともに住民、登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定する必要がある。</p>	<p>火山防災協議会において、噴火警戒レベルの導入に向けた検討とともに避難計画を検討し、市町村と連携し、防災対策の強化を図って行く。</p>	<p>危機管理局 環境生活部 農林水産部 県土整備部 観光国際戦略局 国 市町村</p>	
89	<p><十和田の警戒避難体制の整備></p> <p>平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田山について、警戒避難体制を整備するため、平成28年3月に設置した十和田山火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。</p>		<p>警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成が必要である。</p>	<p>作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、市町村と連携し、防災対策の強化を図って行く。</p>	<p>危機管理局 環境生活部 農林水産部 県土整備部 観光国際戦略局 国 市町村</p>	
90	<p><火山の警戒体制の強化></p> <p>火山噴火時の土砂災害対策のため、火山噴火緊急減災対策事業を推進している。 (岩木山、八甲田山、十和田)</p>		<p>火山噴火時の土砂災害対策について、ハード・ソフト両面の対策が不備であることから、砂防部局として行動計画（タイムライン）を策定する必要がある。</p>	<p>火山噴火緊急減災対策防計画を早期に策定し、火山噴火時にあつての平常時からの準備を実施する。</p>	<p>国 県土整備部 市町村</p>	
【登山者等の安全対策】						
91	<p><登山者等の安全対策></p> <p>住民、登山者、観光客等が噴火の規模等に応じた適切な防災対応をとることができるよう、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、情報提供するとともに、噴火警戒レベル等に応じた登山道や道路の通行規制を行うなど、登山者等の安全対策を講じることとしている。</p>		<p>登山道では、緊急速報メール等を活用した情報伝達の範囲が限定されるため、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。 また、噴火警戒レベルに応じた登山者等の安全を確保するため、噴火シナリオ等をもとに安全対策を図る必要がある。</p>	<p>登山客等に対する情報伝達は、山小屋等で規制情報を確実に伝達する体制を整備するとともに、緊急速報メール等による確実な情報伝達方法を検討する。 また、噴火シナリオ等の検討結果を踏まえ、山小屋の機能強化や退避舎等の必要性について検討する。</p>	<p>危機管理局</p>	
91	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。</p>		<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分などが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。</p>	<p>企画政策部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者</p>	
【避難場所の指定・確保】						
92	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年7月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は16市町村、指定避難所の指定は17市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 市町村</p>	<p>指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 16【H28】 → 40【H29】</p>
93	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するため、市町村における取組を支援している。</p>	再掲	<p>福祉避難所が確保されていない地域があることから、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続き、市町村に対して依頼等を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所のない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。</p>	<p>危機管理局 健康福祉部 市町村</p>	<p>福祉避難所の指定・協定締結済市町村の数 35【H28】 → 40【H29】</p>

1 人命の保護が最大限図られること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
94	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の「防災公共」の取組に基づき、危険箇所の対策を推進している。</p> <p>また、危険個所情報を市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路が確保されているか検証するよう促している。</p>	再掲	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所の対策を進める必要がある。</p> <p>また、住民が適切な避難場所と避難経路を認識していなければ、避難勧告等が発令された場合、速やかな避難につなげるため、必要な危険個所情報を随時市町村へ提供し、適切な避難場所と避難経路の検証を促す必要がある。</p>	<p>集落や沿岸地域の特性に応じた安全な避難場所と避難経路を見直すため、防災公共推進計画のフォローアップと本計画に基づいた対策を引き続き推進していく。</p> <p>また、市町村に対して最新の危険個所情報を提供する等の支援を行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村</p>	
95	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	再掲	<p>災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村</p>	
96	<p><都市公園における防災対策></p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進めるため、実施主体である市町村に対し助言等を実施している。</p>	再掲	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置出来る部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。</p>	<p>引き続き、市町村に対し必要な助言等を実施しながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 0公園【H27】 → 4公園【H32】</p>
【避難行動支援】						
97	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成等に関する研修や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年4月現在、県内40市町村における避難行動要支援者名簿の作成は、25市町村にとどまることから、全ての市町村で作成されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。</p>	<p>県内全ての市町村で避難行動要支援者名簿の作成が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、名簿を作成していない市町村に対しては、個別に、作成に向けた指導・助言等の支援を行っていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 25【H28】 → 40【H29】</p>
98	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。</p>	再掲	<p>平成28年4月現在における個別計画の策定は、避難行動要支援者名簿を作成している25市町村のうち7市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>	<p>県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	<p>個別計画を作成した市町村の数 7【H28】 → 40【H32】</p>
【消防力の強化】						
99	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>		<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	

1 人命の保護が最大限図られること

1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
100	<p><消防団の充実></p> <p>市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>		<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> <p>また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	危機管理局 市町村	
	【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
101	<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、市町村と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。</p>		<p>土砂災害の危険地区が周知されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。</p>	<p>土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、市町村と連携を図りながら、引き続き、普及啓発活動の充実に取り組む。</p>	危機管理局 県土整備部 農林水産部 市町村	<p>①川の防災安全教室開催校数 7校【H26～28】</p> <p>②雪崩防災教室開催校数 19校【H8～28】</p>
102	<p><火山に対する防災意識の啓発></p> <p>火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。</p>		<p>近年は県内における火山噴火の実績が無く、地震、津波、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、市町村も含めた防災普及体制を構築の上、住民や登山者等に対する普及啓発を実施していく必要がある。</p>	<p>火山に対する防災意識の向上に向けて、市町村職員等の火山防災知識の習得を促進するとともに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。</p>	危機管理局 県土整備部 観光国際戦略局 市町村	
103	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。</p>	再掲	<p>災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は46.5%（H28.4）と全国ワースト2位であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。</p>	<p>自主防災組織の設立促進と、既存組織の活動の活発化に向けて、引き続き、市町村と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。</p>	危機管理局 市町村	<p>自主防災組織の組織率 46.5%【H28】 → 50%【H30】</p>

1 人命の保護が最大限図られること

1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生						
	【防雪施設の整備】					
104	<p><防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。</p>		<p>新たに防雪施設を整備すべき箇所、老朽化が進み再整備すべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに指定すべき地域が生じる場合もあることから、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、市町村と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部 市町村</p>	
	【道路交通の確保】					
105	<p><除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。</p>		<p>降雪状況等に応じた、効果的・効率的な除排雪が可能となるよう、豪雪時等における道路交通を確保するため、国・県・市町村との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p>	<p>降雪状況等に応じた、効果的・効率的な除排雪の実施に向けて、国、県、市町村による連携強化及び相互支援体制等の構築に取り組む。</p>	<p>国 県土整備部 市町村</p>	
106	<p><立ち往生車両の未然防止> 豪雪時等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立ち往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。 なお、平成24年2月に暴風雪による車両の立ち往生が発生した国道279号では、再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。</p>		<p>災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐に渡るため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。</p>	<p>災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。</p>	<p>県土整備部</p>	
	【代替交通手段の確保】					
107	<p><代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、JR、民営鉄道事業者及び航路運航事業者と情報共有を図っている。 また、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>		<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、JR、民営鉄道事業者及び航路運航事業者と情報共有を図る必要がある。 また、引き続き離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、JR、民営鉄道事業者及び航路運航事業者と一層の情報共有を図っていく。 また、引き続き離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図っていく。</p>	<p>企画政策部 市町村</p>	
	【情報通信の確保】					
108	<p><情報通信利用環境の強化> 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。</p>	再掲	<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。</p>	<p>企画政策部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者</p>	
	【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
109	<p><冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上を図るため、研修会・出前講座等を実施しているほか、雪下ろし事故の防止を図るため、県のホームページ等により啓発を行っている。</p>		<p>雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。</p>	<p>市町村等との連携を図りながら、引き続き、雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳寒期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	

1 人命の保護が最大限図られること

1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生					
【行政情報連絡体制の強化】					
110	再掲	<p>県、市町村、防災関係機関における情報伝達</p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	危機管理局	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 (非常通信訓練2回(東北地方1回、全国1回、Lアラート操作訓練毎月1回))
【住民等への情報伝達の強化】					
111	再掲	<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p> <p>また、全市町村においてLアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、市町村における災害時の運用にばらつきがあるため、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。</p>	<p>市町村に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>災害時のLアラートの運用を確実にするため、市町村による定期的な訓練等を実施していく必要がある。</p>	危機管理局	訓練実施回数
112	再掲	<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p> <p>依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分どころが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。</p> <p>外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。</p>	企画政策部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者	
113		<p>必要な情報が視覚・聴覚障害者に迅速・適切に伝わりにくい現状があることから、ICT機器が持つ障害者向け機能の有用性を広く周知する必要がある。</p>	<p>自然災害等緊急時における視覚・聴覚障害者のICTリテラシーを高めるため、ICT機器の障害者向け機能の有用性の周知を図るとともに、障害者に対する操作方法の講習等を実施する。</p>	企画政策部	
114		<p>障害者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。</p>	<p>障害者等の障害特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、一般県民等に対して障害特性に関する普及啓発を行う。</p>	健康福祉部	
115	一部再掲	<p>依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分どころがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p> <p>また、青森県防災HPで表示している防災情報については、扱う情報の全てが多言語化されているわけではないため、さらに多言語化による情報発信を強化していく必要がある。</p>	<p>外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。</p> <p>また、他都道府県の取組等を参考にしながら、青森県防災HPを含めた多言語による防災情報の伝達の在り方について検討していく。</p>	観光国際戦略局 危機管理局 市町村	

1 人命の保護が最大限図られること

1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
116	<p><防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。</p>	再掲	<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に関する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。</p>	危機管理局 市町村	
	【防災教育の推進・学校防災体制の確立】					
117	<p><学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。</p>		<p>危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。</p>	<p>各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。</p>	教育庁 総務部 健康福祉部 市町村	<p>公立学校の危機管理マニュアルの見直し率 90.4%【H27】→100%【H33】</p>
118	<p><防災教育の推進> 児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に携わる教員を対象とした研修を実施しているほか、防災関係機関による出前講座等を開催している。</p>		<p>災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。</p>	危機管理局 教育庁	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
リスクシナリオ/2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						
【支援物資等の供給体制の確保】						
119		<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。</p> <p>また、県及び市町村は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等の事業者や農協等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>	<p>引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を17件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>	<p>住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。</p> <p>また、県民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討を進め、推進する。</p>	危機管理局 農林水産部 市町村	
120		<p><災害発生時の物流インフラの確保></p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等を調査・検証し、道路、港湾、空港等の物流インフラの強化策を検討している。</p>	<p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p>	<p>災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等の強化策を検討の上、防災物流インフラ強化計画を策定する。また、計画策定後は、本計画に基づいた危険箇所対策を進めていく。</p>	県土整備部	
121		<p><石油燃料供給の確保></p> <p>災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。</p> <p>また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。</p>	<p>災害発生時には青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。</p>	商工労働部	
122		<p><避難所等への燃料等供給の確保></p> <p>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、県と一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。</p>	<p>災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。</p>	危機管理局	
123		<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。</p>	<p>全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p>	<p>必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。</p>	総務部 危機管理局 市町村	
124		<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、他自治体等からの応援措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。</p>	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、受援の体制や物資等の受入調整機能等について、検討のうえ、受援体制を構築について検討を進める。</p>	危機管理局 市町村	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
125	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>災害発生時における透析患者の透析治療確保のため、青森県透析医会と連携して情報共有・発信や患者搬送等に対応することとしている。</p> <p>また、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>		<p>災害発生時の停電や水不足に備えて、引き続き、透析患者には、透析可能な医療機関の確保など透析治療を維持できる体制の構築を図る必要がある。</p> <p>また、災害発生時の停電に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p>	引き続き、青森県透析医会との連携を密にし、災害発生時の透析患者の医療確保が図られる体制を維持するほか、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。	健康福祉部	非常用発電装置の配置率 県内病院（97）の非常用自家発電設備の整備率 （H27年度医療監視時調書による） 90.7%
126	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時における医薬品等の円滑な供給を確保するため、必要な事項を定めた要綱や、関係者の役割分担を定めたマニュアルを作成している。</p>		災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するよう、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。	災害発生時において、必要事項を定めた要綱や関係機関の役割を定めたマニュアルに基づき、円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。	健康福祉部	
【水道施設の防災対策】						
127	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者（市町村等）における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。</p>		長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	市町村等水道事業者	
128	<p><応急給水資器材の整備></p> <p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者（市町村等）においては、応急給水のための体制を整えとともに、応急給水資器材の整備を図っている。</p>		災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資器材の整備を図る必要がある。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資器材の更新を図る。	健康福祉部	
129	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者（市町村等）においては応急復旧のための体制を整えとともに、修繕資器材の整備を図っている。</p>		災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資器材の整備を図る必要がある。	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資器材の更新を図る。	健康福祉部	
【道路施設の防災対策】						
130	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県土整備部 市町村	
131	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	
132	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
133	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	再掲	<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。</p>	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。</p>	企画政策部 鉄道事業者	
134	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	再掲	<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。</p>	<p>平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。</p>	企画政策部	
	【港湾・漁港の防災対策】					
135	<p><港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾3港で港湾BCPを策定している。 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	再掲	<p>県内3港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るBCPの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を対象漁港34のうち25漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るBCPの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。</p>	県土整備部 農林水産部	<p>耐震強化岸壁の整備率 75% (H22全国目標70%) 重要港湾での港湾BCP策定率100% (H27末策定率 全国55%) 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 24漁港【H33まで】</p>
	【空港の防災対策】					
136	<p><空港の業務継続体制の維持・確保等> 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。</p>		<p>大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ決めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食糧等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。</p>	県土整備部	
	【食料生産体制の強化】					
137	<p><食料生産体制の強化> 本県のきれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」を展開しており、その一環として、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」等を推進している。</p>		<p>本県では米・野菜・果実・畜産物・水産物をバランスよく産出しており、食料自給率は、平成26年度の概算値で123%と全国第4位となっている。 農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 水産業については、漁獲量が減少傾向にあり、また、資源量が十分に回復していない状況にある。</p>	<p>農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進していく。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。 水産業については、水産物の安定供給のため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業を、より一層推進する。</p>	農林水産部	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
<p>138 <農業・水産施設の長寿命化> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、市町村や土地改良区に対し、施設の長寿命化計画を策定するよう技術的な支援等を実施している。 水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	<p>再掲</p>	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、市町村や土地改良区への取組を促進していく必要がある。 対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、市町村や土地改良区に対し、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。 老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農業水利施設（ダム・ため池を除く））の策定数 102施設【H27】→333施設【H32】</p>

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
リスクシナリオ/2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生						
【集落の孤立防止対策】						
139		<p><集落の孤立防止対策> 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の「防災公共」の取組を推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>	<p>市町村の防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。</p>	<p>災害発生時の集落の孤立防止に向けて、市町村等との連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部 危機管理局 市町村</p>	
【孤立集落発生時の支援体制の構築】						
140		<p><孤立集落発生時の支援体制の確保> 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、食料や資機材等の輸送に係る連携体制の構築が必要である。</p>	<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>	<p>市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について、検討していく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
【代替交通・輸送手段の確保】						
141		<p><代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。 また、離島航路について、地元市町村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>	<p>災害発生時等に道路が利用できなくなった場合に、円滑・迅速に代替交通手段が確保できるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。 また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。 また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図っていく。</p>	<p>企画政策部 市町村</p>	
142	再掲	<p><代替輸送手段の確保> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾3港で港湾BCPを策定している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	<p>県内3港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るBCPの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。 漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を対象漁港34のうち25漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るBCPの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 空路による輸送確保に向けて、空港利用に係る取り決めに基づく運用体制の実効性を検証する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部</p>	<p>耐震強化岸壁の整備率 75% (H22全国目標70%) 重要港湾での港湾BCP策定率100% (H27末策定率 全国55%) 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 24漁港【H33まで】</p>
【防災ヘリコプターの運航の確保】						
143		<p><防災ヘリコプターの連携体制の確立> 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>	<p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p>	<p>ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。</p>	<p>危機管理局</p>	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
144	<p><防災ヘリコプター等の活動の確保></p> <p>災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所に場外離着陸場を指定してしている。</p>	再掲	<p>必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。</p>	<p>既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に場外離着陸場の現況調査を実施する。</p> <p>また、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。</p>	危機管理局	
	【ドクターヘリの運航の確保】					
145	<p><ドクターヘリの運航確保></p> <p>平時から、救急医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを2機保有・運用しているが、災害発生時でも円滑な救急活動を行うため、運航要領を整備しているほか、各種災害訓練に参加している。</p> <p>また、北東北三県による広域連携体制を構築している。</p>		<p>災害発生時においても、機動的に2機ドクターヘリを活用するため、引き続き、運航体制の整備や消防機関との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを活用した関係機関での訓練を実施する。</p>	健康福祉部 病院局	訓練の参加回数：年2回程度
	【情報通信の確保】					
146	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。</p> <p>外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。</p>	再掲	<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p> <p>依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分などが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。</p> <p>外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。</p>	企画政策部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者	
	【道路施設の防災対策】					
147	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県土整備部 市町村	
148	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県土整備部 農林水産部 市町村	
149	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】
150	<p><復旧作業等に係る技術者等の確保></p> <p>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。</p>		<p>大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。</p>	<p>災害発生時における応急対策業務に関する協定（橋梁建設協会、PC建設業協会、建設コンサルタンツ協会）、大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定（青森県建設業協会）等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。</p>	県土整備部	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足						
【防災関連施設の耐震化・老朽対策】						
151	<p><県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化について促進している。</p>	再掲	<p>防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、H26年度末時点で87.8%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。</p> <p>県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。</p>	<p>引き続き県庁舎等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を促進する。</p> <p>県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。</p>	危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村	本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎【H28】 → 6/6庁舎【H30】
152	<p><警察施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>警察本部庁舎を除く県内にある18警察署のうち、老朽化が進んだ警察署があるため、耐震化調査を進めている。</p>	再掲	<p>県内の警察署は、老朽化が進んでいるものが10箇所あるため、施設の耐震化診断を進め、災害発生時に機能不全に陥らないよう、老朽化対策を講じる必要がある。</p>	<p>災害発生時に地域の警察署が機能不全に陥らないよう、老朽化が進んだ庁舎の耐震化診断を進め、必要に応じて耐震化対策を講じる。</p>	警察本部	
【災害対策本部等機能の強化】						
153	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する青森県災害対策本部について、市町村や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>		<p>災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。</p>	<p>災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実に図る。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的な訓練を実施する。</p>	危機管理局	
154	<p><災害警備本部機能の強化></p> <p>大規模災害等発生時においては、警察庁、管区警察局を軸として他県警察と連携・協力体制を構築している。</p>		<p>警察機能は代替できない機能であるため、災害発生時でも警察機能が失われることのないよう、引き続き、警察庁、管区警察局を軸とした他都道府県警察との連携・協力体制を強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時においても、警察機能が維持できるよう、引き続き、警察庁等警察機関との連携強化を図る。</p>	警察本部	
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】						
155	<p><災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化></p> <p>災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。</p> <p>また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。</p>		<p>本県は、これまで緊急消防援助隊の受入を行ったことがないため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。</p>	<p>災害発生時に緊急消防援助隊の受入を円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。</p>	危機管理局 警察本部 市町村	
156	<p><防災航空隊への航空支援></p> <p>大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。</p>		<p>本県では、これまで協定に基づく航空支援員の派遣を要請するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。</p>	<p>大規模災害時に航空部隊が円滑に活動できるように、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応の実効性を高める。</p>	危機管理局 市町村	
157	<p><医療従事者確保に係る連携体制></p> <p>災害発生時の医療提供体制確保のため、日本DMAT活動要領に基づき、DMATを派遣できる病院を指定するとともにDMAT隊員の養成を進めている。</p> <p>また、県総合防災訓練等にDMATの参加を促すなど、対応能力の向上を図っている。</p>		<p>災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にDMATを派遣したり、他県からのDMAT派遣を受け入れることができるよう、引き続き、他県等との連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、DMATの派遣・受入体制など他県等との連携体制構築する。</p>	病院局 健康福祉部 市町村	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
158	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>		<p>他県における近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	<p>危機管理局 警察本部 市町村</p>	
159	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>		<p>職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。</p>	<p>災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。</p>	<p>危機管理局</p>	
【救急・救助活動の体制強化】						
160	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>		<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
161	<p><消防団の充実></p> <p>市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>		<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> <p>また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
162	<p><災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成></p> <p>災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害時派遣医療チーム）、DPAT（災害時派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。</p>		<p>災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害時派遣医療チーム）、DPAT（災害時派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成等を計画的に推進していく。</p>	<p>健康福祉部 危機管理局</p>	<p>DMATの数：18チーム（H28.8現在） DPATの数：3チーム（H28.9現在） DCATについては、今年度から具体的な取組を進めることとしている。</p>
163	<p><救急・救助活動等の体制強化></p> <p>災害発生時における救命率の向上等を図るため、メディカルコントロール協議会を設置し、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実等を図っている。</p> <p>また、各消防本部が行う救急救命士の新規養成等を支援しているほか、救急救命士に対する講習等を実施している。</p> <p>消防職員に救急や救助に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急・救助活動を実施できるよう、消防学校において教育訓練を実施している。</p>		<p>災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質向上を図るため、講習等を実施する必要がある。</p> <p>また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を發揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する必要がある。</p>	<p>災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援、救急救命士に対する講習等を実施する。</p> <p>また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を發揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する。</p>	<p>健康福祉部 危機管理局 市町村</p>	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【支援物資等の供給体制の確保】					
164	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。</p>	再掲	<p>全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p>	<p>必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。</p>	総務部 危機管理局 市町村	
165	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。</p>	再掲	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、受援の体制や物資等の受入調整機能等について、検討のうえ、受援体制を構築について検討を進める。</p>	危機管理局 市町村	
	【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
166	<p><防災意識の啓発></p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。</p>	再掲	<p>早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>	<p>各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に関する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。</p>	危機管理局 市町村	
167	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、市町村が実施する防災訓練に対する支援を行っている。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。</p>	再掲	<p>市町村単位の防災訓練は、定期的には実施されていない地域もあることから、地域住民の防災意識を高めるため、各市町村において地域単位での防災訓練を行う必要がある。</p>	<p>市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p> <p>また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	危機管理局 市町村	
168	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。</p>	再掲	<p>災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は46.5%（H28.4）と全国ワースト2位であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。</p>	<p>自主防災組織の設立促進と、既存組織の活動の活発化に向けて、引き続き、市町村と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。</p>	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 46.5%【H28】 → 50%【H30】
169	<p><地域防災リーダーの育成></p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、人材育成を行っている。</p>		<p>地域防災のリーダー的人材を育成するため、地域防災に精通する、防災士との連携を進め、地域防災の人材育成を行う必要がある。</p>	<p>地域防災リーダーの育成のため、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。</p>	危機管理局 市町村	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶					
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】					
170	再掲	<p>＜石油燃料供給の確保＞</p> <p>災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。</p>	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。</p>	商工労働部	
171		<p>＜緊急車両等への燃料供給の確保＞</p> <p>災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、石油商業組合等と協定を締結している。</p>	<p>災害発生時において、緊急車両等への応急対策等を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。</p>	危機管理局 警察本部 市町村	
172		<p>＜警察車両等への燃料供給の確保＞</p> <p>大規模災害発生時の燃料供給を目的として、県警察警備部機動隊敷地内に燃料備蓄施設を建設し、平成26年から運用を開始、対応している。</p>	<p>災害発生時において、警察車両等への燃料を供給するため、警察関係施設内に備蓄しているが、引き続き、交換等もしながら、備蓄を継続する必要がある。</p>	警察本部	
173		<p>＜医療施設の燃料等確保＞</p> <p>災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の電源や燃料の確保を推進している。</p>	<p>災害拠点病院では概ね電源や燃料が確保されているが、その他の病院についても、確保を促進していく必要がある。</p> <p>市町村等との連携を図りながら、災害拠点病院等の病院施設において、停電時でも医療行為が行えるよう、引き続き、非常用電源装置の設置や燃料の備蓄等、電源や燃料を確保するとともに、その他の病院についても確保を促進していく。</p>	病院局 健康福祉部 市町村	<p>災害拠点病院の非常用電源の設置率 ※国調査結果（H27.4.1現在）：100%</p> <p>災害拠点病院の緊急用の燃料の備蓄量 ※国調査結果（H27.4.1現在）：病院により異なるが、通常時の1日分～10日以上程度を備蓄 災害時医療拠点の非常用電源の設置率 →中央病院、つくしが丘病院共に設置済み 緊急用の燃料の備蓄量 →常時72時間分程度</p>
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】					
174		<p>＜防災ヘリコプターの燃料確保＞</p> <p>大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。</p> <p>また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。</p>	<p>各消防本部等に保管している備蓄燃料の保管施設の老朽化対策・耐震化を進める必要がある。</p> <p>また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、定期的に交換する必要がある。</p>	危機管理局 市町村	
175		<p>＜ドクターヘリの燃料確保＞</p> <p>災害発生時にドクターヘリ運航に支障を及ぼさないよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者と協定を締結し、燃料供給体制を構築している。</p>	<p>本県の給油施設が被災する可能性もあることから、ドクターヘリの運航委託先とも協力し、航空機燃料を搬送する体制を構築する必要がある。</p> <p>災害発生時における航空機燃料確保の体制構築のため、ドクターヘリ運航委託業者と協議を行う。</p>	健康福祉部 病院局 危機管理局	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【道路施設の防災対策】					
176	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 国土整備部 市町村	
177	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国土整備部 農林水産部 市町村	
178	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	農林水産部 市町村	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】</p>

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
リスクシナリオ/2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(県外からの来訪客等)への水・食料等の供給不足					
【帰宅困難者の避難体制の確保】					
179		<p><観光客の避難体制の強化> 災害発生時の観光客の安全確保を図るため、危機管理の必要性を県内市町村や観光事業者・団体等に普及啓発するセミナーを開催するなど、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。</p>	<p>個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえ受入環境を整備する必要がある。</p>	<p>外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や市町村、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。</p>	観光国際戦略局 民間事業者
180		<p><観光客等に対する避難所等の確保> 市町村においては、災害発生時に地域住民が安全に避難できる避難所等の確保のため、指定避難所等の指定を進めている。</p>	<p>県内で開催される祭りなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、被災市町村の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの別途の対応を検討する必要がある。</p>	<p>周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について、災害時に円滑に避難が実施できるよう調整機能及び連携体制を検討のうえ、充実・強化を図る。</p>	危機管理局 市町村
【支援物資等の供給体制の確保】					
181	再掲	<p><非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、県及び市町村は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等の事業者や農協等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>	<p>引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を17件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>	<p>住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、県民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討を進め、推進する。</p>	危機管理局 市町村
182	再掲	<p><応急給水資器材の整備> 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者(市町村等)においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資器材の整備を図っている。</p>	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資器材の整備を図る必要がある。</p>	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資器材の更新を図る。</p>	健康福祉部
183	再掲	<p><災害応援の受入体制の構築> 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。</p>	<p>全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み(スキーム)を構築する必要がある。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p>	<p>必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。</p>	総務部 危機管理局 市町村
184	再掲	<p><救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。</p>	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、受援の体制や物資等の受入調整機能等について、検討のうえ、受援体制を構築について検討を進める。</p>	危機管理局 市町村

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(県外からの来訪客等)への水・食料等の供給不足

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
	【情報伝達の強化】					
185	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている。</p> <p>青森県防災HPでは、災害発生時の外国人に対する防災情報提供のため、一部の防災情報について、多言語(英語、中国語、韓国語)で表記し伝達している。</p>	再掲	<p>依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p> <p>また、青森県防災HPで表示している防災情報については、扱う情報の全てが多言語化されているわけではないため、さらに多言語化による情報発信を強化していく必要がある。</p>	<p>外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。</p> <p>他都道府県の取組等を参考にしながら、青森県防災HPを含めた多言語による防災情報の伝達の在り方について検討していく。</p>	観光国際戦略局 危機管理局 市町村	
	【帰宅困難者の輸送手段の確保】					
186	<p><バスによる帰宅困難者の輸送></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。</p>		<p>災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。</p>	<p>引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。</p>	企画政策部	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺					
【病院・福祉施設等の耐震化】					
187	再掲	<p>耐震基準を満たしていない病院があることから、災害拠点病院等の病院施設が災害時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。</p> <p>災害拠点病院である県立中央病院の耐震化は実施済みであるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	健康福祉部 病院局 市町村	病院施設の耐震化率 国調査結果（H27.9現在） 県内病院（97病院）の耐震化率：73.2% 県内災害拠点病院等（9病院）の耐震化率：77.8%
188	再掲	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	健康福祉部 社会福祉法人等	「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」による対象施設の耐震化工事対応状況 10施設中7施設が工事完了
【災害発生時における医療提供体制の構築】					
189		災害医療訓練について、実施していない地域があることから、全ての地域で訓練が実施され、連携体制の構築が図られる必要がある。	引き続き、災害発生時において適切な医療行為が行えるよう、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進し、連携体制を構築する。	健康福祉部 危機管理局 市町村	地域災害拠点病院を中心とした災害医療訓練が実施された地域：2地域（H27年度）
190	再掲	災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害時派遣医療チーム）、DPAT（災害時派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成等を計画的に推進していく。	健康福祉部 危機管理局	DMATの数：18チーム（H28.8現在） DPATの数：3チーム（H28.9現在） DCATについては、今年度から具体的な取組を進めることとしている。
191	再掲	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にDMATを派遣したり、他県からのDMAT派遣を受け入れることができるよう、引き続き、他県等との連携体制を構築する必要がある。	引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、DMATの派遣・受入体制など他県等との連携体制構築する。	病院局 健康福祉部 市町村	
192		引き続き、持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	健康福祉部 市町村 薬剤師会	
【ドクターヘリの運航の確保】					
193	再掲	災害発生時においても、機動的に2機ドクターヘリを活用するため、引き続き、運航体制の整備や消防機関との連携強化を図る必要がある。	災害発生時の医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを活用した関係機関での訓練を実施する。	健康福祉部 病院局	訓練の参加回数：年2回程度

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【防災ヘリコプターの運航の確保】					
194	<p><防災ヘリコプターの連携体制の確立> 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>	再掲	<p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、共通の航空管制の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p>	<p>ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、共通の航空管制の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。</p>	危機管理局	
	【要配慮者への支援等】					
195	<p><要配慮者等への支援> 災害発生時に要支援者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制を構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p>		<p>災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応できるチームを編成する必要がある。 また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、引き続き、市町村に対して研修や会議を通じて、要配慮者支援の啓発を実施する必要がある。 併せて、県外からの支援について、円滑な支援活動を実施できるよう、受入体制を整える必要がある。</p>	<p>災害発生時における要支援者の支援体制の構築に向けて、福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、市町村に対し研修等の啓発を行う。 併せて、県外からの支援受入体制について検討する。</p>	健康福祉部 危機管理局 病院局 市町村	災害派遣福祉チーム数 0チーム→8チーム
196	<p><男女のニーズの違いに配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくるため、「安心避難所づくり」ハンドブックを作成し、誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりのための研修会の開催等をしている。</p>		<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターを中心として、相談窓口や女性に対する暴力等の予防方法の周知を行うなど、男女共同参画センターの災害発生時の役割を明確にするとともに、平時から地域防災力の推進拠点として位置づけを明確にし、活動を展開する。</p>	環境生活部	
197	<p><心のケア体制の確保> 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。</p>		<p>災害発生時には、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時には、DPAT（災害時派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p>	健康福祉部 危機管理局 市町村	
198	<p><児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>		<p>スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。</p>	<p>被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>	教育庁 健康福祉部 危機管理局 市町村	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率 43%【H27】→100%【H31】
199	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人観光客が安心して受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている。 青森県防災HPでは、災害発生時の外国人に対する防災情報提供のため、一部の防災情報について、多言語（英語、中国語、韓国語）で表記し伝達している。</p>	再掲	<p>依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。 また、青森県防災HPで表示している防災情報については、扱う情報の全てが多言語化されているわけではないため、さらに多言語化による情報発信を強化していく必要がある。</p>	<p>外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。 他都道府県の取組等を参考にしながら、青森県防災HPを含めた多言語による防災情報の伝達の在り方について検討していく。</p>	観光国際戦略局 危機管理局 市町村	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
200	<p><動物救護対策></p> <p>災害発生時に動物愛護の観点から必要な動物救護活動を行うため、災害発生時に備え「災害時における動物救護活動マニュアル」を作成するとともに、被災動物の一時保管用ケージ等の物品の備蓄、ボランティアリーダーの育成研修や飼い犬のしつけ方教室の開催、避難訓練等を実施している。</p> <p>また、青森県獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している。</p>		<p>災害発生時の動物愛護については、マニュアルを作成しているが、実効性のあるものとするため、引き続き関係者への周知を図る必要がある。</p> <p>また、動物愛護活動を充実させるため、ボランティアリーダーの育成やしつけ方教室、避難訓練等を継続して実施し、実効性のあるものにする必要がある。</p>	<p>災害時における動物救護マニュアルについて、これまで以上に周知を徹底し、その実効性を図る。</p> <p>また、動物との同行避難については、市町村の役割が重要であるため、避難計画等に動物との同行避難に関する記載をするよう、市町村への働きかけを行う。</p>	健康福祉部 危機管理局 市町村	
	【道路施設の防災対策】					
201	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県土整備部 市町村	
202	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県土整備部 市町村 農林水産部	
203	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	農林水産部 市町村	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】</p>

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
【感染症対策】					
204		<p>＜避難所における衛生環境の維持＞</p> <p>避難所における衛生で良好な生活環境を確保するための水、食料、トイレ、暖房等が必要であり、県では、市町村の避難所運営に必要な資機材の不足に備え、災害の広域応援協定や民間事業者等との協定締結により、流通備蓄を進めている。</p>	<p>避難所における良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、スーパー、メーカー、リース会社等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制を構築する必要がある。</p> <p>災害発生時において、避難所の良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、県内全市町村や他都道府県からの応援体制を強化する必要がある。</p> <p>また、県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、これらの県全体としての災害備蓄の在り方について検討を進め、推進する。</p>	<p>危機管理局 環境生活部 健康福祉部 市町村</p>	
205		<p>＜感染症への意識向上及び対応策の整備＞</p> <p>災害発生時における感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、平時から、対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。</p>	<p>災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまで行われていないことから、今後、災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。</p> <p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p>	<p>健康福祉部 市町村</p>	
206		<p>＜予防接種の促進＞</p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、市町村と連携し、普及啓発を行っている。</p>	<p>予防接種率の低い市町村は、災害発生時に感染症の発生やまん延する可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p> <p>市町村と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、接種率が低い市町村に対しては、未接種者の個別接種勧奨を行うよう指導する。</p>	<p>健康福祉部 市町村</p>	<p>麻疹・風しん、BCG予防接種率95%以上</p>
【下水道施設の機能確保】					
207		<p>＜下水道施設の耐震化・老朽対策＞</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、県と市町村は下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。</p>	<p>下水道施設のストックマネジメント計画を策定の上、耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p> <p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設についてストックマネジメント計画を策定するとともに、市町村の取組について、助言等を実施する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>ストックマネジメント計画策定率 0%【H27】 → 100%【H33】</p>
208		<p>＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽対策＞</p> <p>災害発生時においても、農村・漁村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、市町村における長寿命化計画の策定を推進している。</p>	<p>長寿命化計画については、まだ策定されていない施設があることから、市町村における計画策定が進むよう、引き続き、指導・助言等を行っていく必要がある。</p> <p>農業集落排水施設・漁業集落排水施設を管理する市町村における長寿命化計画の策定が進むよう、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を実施する。</p>	<p>市町村</p>	<p>個別施設毎の長寿命化計画（供用開始後20年を経過した農業集落排水施設）の策定数 62処理区【H27】→99処理区【H32】</p>
209		<p>＜下水道事業の業務継続計画の策定＞</p> <p>災害発生時の汚水処理機能の維持、または被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた簡易な業務継続計画を策定している。</p>	<p>災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。</p> <p>災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、県が管理する下水道施設の業務継続計画の内容を見直すとともに、勉強会の開催や助言等により、市町村の取組を支援する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>業務継続計画（下水道BCP）の策定率 0%【H27】 → 100%【H33】</p>

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下						
【災害対応庁舎等における機能の確保】						
210	<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 県有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、管理施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。</p>	再掲	<p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行うため、全分野の公共建築物やインフラ施設に係る個別施設計画の策定を進める必要がある。</p>	<p>全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、国の交付金等の活用を図りながら、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。</p>	総務部 各施設所管部局	
211	<p><県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化について促進している。</p>	再掲	<p>防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、H26年度末時点で87.8%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。 県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。</p>	<p>引き続き県庁舎等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を促進する。 県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。</p>	危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村	本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎【H28】 → 6/6庁舎【H30】
212	<p><警察施設の耐震化・老朽化対策> 警察本部庁舎を除く県内にある18警察署のうち、老朽化が進んだ警察署があるため、耐震化調査を進めている。</p>	再掲	<p>県内の警察署は、老朽化が進んでいるものが10箇所あるため、施設の耐震化診断を進め、災害発生時に機能不全に陥らないよう、老朽化対策を講じる必要がある。</p>	<p>災害発生時に地域の警察署が機能不全に陥らないよう、老朽化が進んだ庁舎の耐震化診断を進め、必要に応じて耐震化対策を講じる。</p>	警察本部	
213	<p><代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 大規模災害により警察本部庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定し、警察本部及び各警察署では、代替施設を確保(手続き中含む)するとともに、災害警備本部機能の移転訓練を行っている。</p>		<p>大規模災害により警察本部庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、引き続き、代替施設の確保に努めるとともに災害警備本部機能の移転訓練を行う必要がある。</p>	<p>各警察署において、引き続き代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応能力の強化向上を図る。</p>	警察本部	
214	<p><行政施設の非常用電源の整備> 県庁舎及び各合同庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>		<p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p>	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、定期的な点検等を行っていく。</p>	総務部 各施設所管部局 市町村	
215	<p><警察本部等の非常用電源の整備> 災害発生時における電源確保のため、災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎に非常用電源設備を設置している。</p>		<p>災害警備活動拠点となる警察本部及び各警察庁舎には、全て非常用電源設備が設置されているが、一般的にその施設は、地下又は1階にあり、浸水により設備が機能しなくなることも予想されることから、非常用電源設備が機能不全に陥らないよう対策を講じる必要がある。</p>	<p>警察本部及び各警察署の地階等に配置されている非常用電源設備の浸水対策として、適切な場所への移設等を検討の上、実施する。</p>	警察本部	
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】						
216	<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	再掲	<p>県、市町村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	危機管理局 市町村	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 (非常通信訓練2回(東北地方1回、全国1回、Lアラート操作訓練毎月1回))

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
217	<p><行政情報通信基盤の耐災害性の強化></p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁LAN等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室の非常用電源を整備している。</p> <p>また、サーバ室等は、平成31年度に制震構造の北棟へ移転予定となっている。</p>		<p>災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。</p>	<p>災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。</p>	<p>企画政策部 市町村</p>	
218	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、市町村が行う情報システムのクラウド導入の検討を支援している。</p>		<p>庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、市町村における情報システムのクラウド化検討について支援していく。</p>	<p>災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、市町村における情報システムのクラウド化検討について支援する。</p>	<p>企画政策部 市町村</p>	
【行政機関の業務継続計画の策定】						
219	<p><県及び市町村の業務継続計画の策定></p> <p>災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「青森県業務継続計画（BCP）」を策定している。</p>		<p>業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。</p> <p>また、平成28年4月現在、県内40市町村における業務継続計画の策定は、8市町村にとどまることから、の業務継続計画作成を促進していく必要がある。</p>	<p>防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部局・課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。</p> <p>また、市町村の業務継続作成に当たっては、策定に係る方法や内容について支援を行うなど、計画策定を促進していく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
【災害対策本部等機能の強化】						
220	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する青森県災害対策本部について、市町村や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	再掲	<p>災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。</p>	<p>災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。</p>	<p>危機管理局</p>	
221	<p><災害警備本部機能の強化></p> <p>大規模災害等発生時においては、警察庁、管区警察局を軸として他県警察と連携・協力体制を構築している。</p>	再掲	<p>警察機能は代替できない機能であるため、災害発生時でも警察機能が失われることのないよう、引き続き、警察庁、管区警察局を軸とした他都道府県警察との連携・協力体制を強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時においても、警察機能が維持できるよう、引き続き、警察庁等警察機関との連携強化を図る。</p>	<p>警察本部</p>	
【受援・連携体制の構築】						
222	<p><県内市町村の広域連携体制の構築></p> <p>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>		<p>青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。</p>	<p>市町村相互応援協定を踏まえ、県内の市町村間の相互応援の内容及び調整機能について検討のうえ、連携体制を強化・充実する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
223	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。</p>	再掲	<p>全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p>	<p>必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。</p>	<p>総務部 危機管理局 市町村</p>	

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【被災地の社会秩序の維持】					
224	<p><被災地の社会秩序の維持> 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。</p>		<p>大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序を維持する必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序の維持を図る。</p>	警察本部	
225	<p><被留置者の逃走・事故防止> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規程に基づき、全警察署において被留置者の逃走、災害その他非常の場合に備え、あらかじめ保安計画を策定し、随時訓練を実施している。</p>		<p>大規模災害という非常時の混乱に乗じて、被留置者が逃走することを防止するため、引き続き、保安計画の見直しや留置担当官等による反復訓練を実施する必要がある。</p>	<p>必要に応じて保安計画を見直し、反復訓練を重ねることにより、留置担当官等の技術向上を図り、被留置者の逃走防止を図る。</p>	警察本部	
	【防災訓練の推進】					
226	<p><総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>	再掲	<p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	危機管理局 警察本部 市町村	
227	<p><図上訓練の実施> 災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>	再掲	<p>職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。</p>	<p>災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的な図上訓練を実施する。</p>	危機管理局	

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発					
【災害に備えた道路交通環境の整備】					
228		<p><災害発生時の交通整理体制の構築> 災害発生時の信号機減灯交差点における的確な交通規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。</p>	<p>災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣等により交通整理人員を確保する。</p>	警察本部
229		<p><信号機の非常用電源対策> 停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。</p>	<p>災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。</p>	<p>信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図る。</p>	警察本部
リスクシナリオ/3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止					
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】					
230	再掲	<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	<p>県、市町村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>危機管理局 市町村</p> <p>複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 （非常通信訓練2回（東北地方1回、全国1回、Lアラート操作訓練毎月1回）</p>
231		<p><無線通信の多重化> 主要な無線中継所は、警察独自のマイクロ回線（2ルートによる多重化）で接続した災害に強いシステムとなっている。</p>	<p>民間通信事業者の回線が停止した場合でも情報の収集や提供が可能となるよう、警察の無線通信は、独自のマイクロ回線が2ルートあるが、一部の無線中継所は民間通信事業者の専用回線による接続となっていることから、引き続き、民間通信事業者との連携を強化して、災害に強いシステムとする必要がある。</p>	<p>民間通信事業者の回線が、長時間使用できなくなり無線システムが障害になった場合は、代替回線構築により無線システムを復旧させる等、引き続き、災害対処能力の向上を図る。</p>	警察本部
232	再掲	<p><総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>	<p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を行う必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じた発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	<p>危機管理局 警察本部 市町村</p>
【電力の供給停止対策】					
233	再掲	<p><行政施設の非常用電源の整備> 県庁舎及び各合同庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	<p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p>	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、定期的な点検等を行っていく。</p>	<p>総務部 各施設所管部局 市町村</p>
234		<p><警察本部等の非常用電源の整備> 災害発生時における電源確保のため、災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎に非常用電源設備を設置している。</p>	<p>災害警備活動拠点となる警察本部及び各警察庁舎には、全て非常用電源設備が設置されているが、一般的にその施設は、地下又は1階にあり、浸水により設備が機能しなくなることも予想されることから、非常用電源設備が機能不全に陥らないよう対策を講じる必要がある。</p>	<p>警察本部及び各警察署の地階等に配置されている非常用電源設備の浸水対策として、適切な場所への移設等を検討の上、実施する。</p>	警察本部

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞						
【企業における業務継続体制の強化】						
235	<p><企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版BCP策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を促進している。</p>		<p>経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、BCPの必要性について普及啓発していく必要がある。</p>	<p>中小企業者等における業務継続計画（BCP）策定がより一層促進されるよう、（公財）21あおり産業支援センター等と連携し、「青森県版BCP策定マニュアル」等を活用したBCP策定支援を実施する。 また、策定したBCPに基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知していく。</p>	商工労働部	
【農林水産物の移出・流通対策】						
236	<p><農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。</p>		<p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p>	<p>農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。</p>	農林水産部	
【物流機能の維持・確保】						
237	<p><災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受け入れ、仕分け及び保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結している。 （社団法人青森県トラック協会、東北内航海運組合、青森県倉庫協会）</p>		<p>災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時物流が十分に機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時において各種協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の策定や訓練等を実施する。</p>	企画政策部 危機管理局	物流事業者との災害協定締結件数 3件
238	<p><輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図るほか、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>		<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。</p>	企画政策部 市町村	
【被災企業の金融支援】						
239	<p><被災企業への金融支援等> 罹災企業の経営支援のため、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金」に「災害枠」を設けている。</p>		<p>罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、直ちに災害を県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金 災害枠」に指定し、相談体制を構築する必要がある。</p>	<p>罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金 災害枠」の活用と相談体制の周知を図る。</p>	商工労働部	
【人材育成を通じた産業の体質強化】						
240	<p><人材育成を通じた産業の体質強化> 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図っている。</p>		<p>迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを発揮する人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化する必要がある。</p>	<p>迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人材の育成を図るため、経営者層や管理者に対しものづくり経営者育成実践研修を実施する。</p>	商工労働部	
【道路施設の防災対策】						
241	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県土整備部 市町村	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
242	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	
243	<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】						
244	<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
245	<青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全性を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	
【港湾・漁港の防災対策】						
246	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾3港で港湾BCPを策定している。 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	再掲	県内3港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るBCPの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を対象漁港34のうち25漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るBCPの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率 75% （H22全国目標70%） 重要港湾での港湾BCP策定率100% （H27末策定率 全国55%） 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 24漁港【H33まで】
【空港の防災対策】						
247	<空港の業務継続体制の維持・確保等> 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。	再掲	大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食糧等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。	県土整備部	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止					
【エネルギー供給体制の強化】					
248 <エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、各種の災害予防措置等を講じている。		災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時において、エネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、必要な災害予防措置を講じる。	危機管理局 民間事業者	
249 <石油元売会社からの供給確保> 大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社で構成する石油連盟との供給体制を整備している。		災害発生時には石油元売会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の情報等を正確に共有しておく必要がある。	大規模災害発生時に円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、定期的に石油連盟と情報交換等実施する。	商工労働部	
250 <石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。 また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。	再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	商工労働部	
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】					
251 <石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策> 青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。		石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。	危機管理局 民間事業者	
【企業における業務継続体制の強化】					
252 <企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版BCP策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を促進している。	再掲	経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、BCPの必要性について普及啓発していく必要がある。	中小企業者等における業務継続計画（BCP）策定がより一層促進されるよう、（公財）21あおもり産業支援センター等と連携し、「青森県版BCP策定マニュアル」等を活用したBCP策定支援を実施する。 また、策定したBCPに基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知していく。	商工労働部	
【道路施設の防災対策】					
253 <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県土整備部 市町村	
254 <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
255	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】</p>
<p>リスクシナリオ/4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等</p>						
	<p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p>					
256	<p><石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策> 青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>	再掲	<p>石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。</p>	<p>危機管理局 民間事業者</p>	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
リスクシナリオ/4-4 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上・航空)の機能停止					
【道路施設の防災対策】					
257 <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県土整備部 市町村	
258 <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	
259 <市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画(農道橋(橋長15m以上))の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】
260 <幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、市町村と連携して幹線街路の整備を推進している。	再掲	平成27年度末時点での幹線街路の整備率は56.1%であり、都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、市町村と連携を図りながら、国の交付金を活用し、幹線街路の整備を実施する。	県土整備部 市町村	幹線街路の整備率 56.1% (H27) ⇒ 56.6% (H32)
【基幹的道路交通ネットワークの形成】					
261 <基幹的道路交通ネットワークの形成> 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。		被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県土整備部 市町村	
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
262 <鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
263 <青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
【港湾・漁港の防災対策】					
<p>264 <港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾3港で港湾BCPを策定している。 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	再掲	<p>県内3港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るBCPの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を対象漁港34のうち25漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るBCPの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部</p>	<p>耐震強化岸壁の整備率 75% (H22全国目標70%) 重要港湾での港湾BCP策定率100% (H27末策定率 全国55%) 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 24漁港【H33まで】</p>
【空港の防災対策】					
<p>265 <空港の業務継続体制の維持・確保等> 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。</p>	再掲	<p>大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食糧等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。</p>	<p>大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。</p>	<p>県土整備部</p>	
<p>266 <空港施設の機能維持・老朽化対策> 災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、空港施設の計画的で効率的な維持管理及び施設更新を進めている。</p>		<p>空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画は既に策定済みであり、引き続き計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。</p>	<p>災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、引き続き維持管理及び施設更新を計画的に進める。</p>	<p>県土整備部</p>	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ／4-5 食料等の安定供給の停滞						
	【支援物資の供給確保】					
267	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。</p> <p>また、県及び市町村は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等の事業者や農協等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>	再掲	<p>引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を17件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>	<p>住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。</p> <p>また、県民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討を進め、推進する。</p>	危機管理局 市町村	
	【被災農林漁業者の金融支援】					
268	<p><被災農林漁業者への金融支援></p> <p>災害により被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るため、施設の復旧や再生産に要する経費を用途として融資する天災資金について、利子補給を行い、被害農林漁業者の金利負担を軽減している。</p>		<p>被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。</p>	<p>被災農林漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。</p>	農林水産部	
	【食料流通機能の維持・確保】					
269	<p><食料市場の早期復旧体制の構築></p> <p>生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場に対する助言・指導を行っている。</p>		<p>災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から、地方卸売市場と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。</p>	<p>災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。</p>	農林水産部 市町村	
270	<p><災害発生時における適正価格の維持></p> <p>食料品をはじめとした生活関連物資について、売り惜しみ等による価格の高騰等を抑止し、適正な価格での供給を維持するため、関係法令に基づく所要の措置を執るのに必要な、小売業者等の店頭での小売価格の調査を実施する体制を整備している。</p>		<p>災害発生時には物資が不足し、価格が上昇しやすい傾向にあり、生活関連物資の適正かつ公平な供給ができなくなるおそれがあることから、適正な価格の維持のため、あらかじめ災害発生時における調査体制を構築する必要がある。</p>	<p>災害発生時において、法令等に基づく所要の措置をとるのに必要な小売業者等の調査の迅速な実施に向けた体制を構築する。</p>	環境生活部	
	【県産食料品の生産・供給体制の強化】					
271	<p><食料生産体制の強化></p> <p>本県のきれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」を展開しており、その一環として、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」等を推進している。</p>	再掲	<p>本県では米・野菜・果実・畜産物・水産物をバランスよく産出しており、食料自給率は、平成26年度の概算値で123%と全国第4位となっている。</p> <p>農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>水産業については、漁獲量が減少傾向にあり、また、資源量が十分に回復していない状況にある。</p>	<p>農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進していく。</p> <p>農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。</p> <p>水産業については、水産物の安定供給のため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業を、より一層推進する。</p>	農林水産部	
272	<p><多様なニーズに対応した県産品づくり></p> <p>生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」の一環として、安全・安心で、多様な需要に対応する青森県産品づくりを図るため、加工食品の生産拡大、農作物の新たな品種やそれを育てる新たな技術の開発を行っている。</p>		<p>消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。</p>	<p>多様なニーズに対応した農林水産物や加工食品の安定供給に向けて、新たな品種や育成技術を開発するとともに、加工食品にあっては、その生産拡大に必要な加工機器の有効利用を図る。</p>	農林水産部	

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
273	<p><県産食料品の供給を支える人づくり></p> <p>本県の安全・安心な農林水産物や加工食品を今後とも供給していくため、農林水産業及び食品加工業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。</p>		<p>本県の安全・安心な農林水産物や加工食品を安定供給するためには、後継者等の農林水産業及び食品加工業従事者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び労働力確保の必要がある。</p>	<p>本県の農林水産業を維持・発展させ、農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農林漁業者、食品加工業者の後継者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。</p>	農林水産部	
274	<p><食料品製造業者の供給体制強化></p> <p>供給体制強化のため、食料品製造事業者を対象に、工場診断や生産性向上への支援を行うとともに、人材育成に対する取組を行っている。</p>		<p>災害発生時においても県産食料品が供給されるよう、引き続き、生産工場の診断や、今後の生産性の向上を担う人材の育成を行う必要がある。</p>	<p>供給体制を強化するため、生産性向上への支援を行うとともに、ものづくり基盤技術人材育成実習や研修等受講に要する費用の一部助成により人材の育成を図る。</p>	商工労働部	
275	<p><農業・水産施設の長寿命化></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、市町村や土地改良区に対し、施設の長寿命化計画を策定するよう技術的な支援等を実施している。</p> <p>水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	再掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、市町村や土地改良区への取組を促進していく必要がある。</p> <p>対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、市町村や土地改良区に対し、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	農林水産部	個別施設毎の長寿命化計画（農業水利施設（ダム・ため池を除く））の策定数 102施設【H27】→333施設【H32】

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止						
【エネルギー供給体制の強化】						
276	<p><エネルギー供給事業者の災害対策></p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、各種の災害予防措置等を講じている。</p>	再掲	<p>災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>	<p>災害発生時において、エネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、必要な災害予防措置を講じる。</p>	危機管理局 民間事業者	
277	<p><ガス供給施設の老朽化対策></p> <p>中小企業者（県内ガス供給事業者）が組織する組合等（東北ガス事業協同組合）における施設等の高度化を推進するため、中小企業高度化資金貸付事業を実施している。</p>		<p>災害発生時においても県内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、施設の整備等を図るための融資等の対策を講じる必要がある。</p>	<p>災害発生時においても、県内ガス供給事業者がガスの供給ができるよう、施設の維持や高度化に必要な資金の融資を行う。</p>	商工労働部 危機管理局 民間事業者	
278	<p><避難所等への燃料等供給の確保></p> <p>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、県と一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>	再掲	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。</p>	<p>災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。</p>	危機管理局	
279	<p><企業の業務継続計画作成の促進></p> <p>災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版BCP策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を促進している。</p>	再掲	<p>経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、BCPの必要性について普及啓発していく必要がある。</p>	<p>中小企業者等における業務継続計画（BCP）策定がより一層促進されるよう、（公財）21あおもり産業支援センター等と連携し、「青森県版BCP策定マニュアル」等を活用したBCP策定支援を実施する。</p> <p>また、策定したBCPに基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知していく。</p>	商工労働部	
280	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。</p> <p>また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。</p>	再掲	<p>災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。</p>	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。</p>	商工労働部	
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】						
281	<p><石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策></p> <p>青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>	再掲	<p>石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じて適切に見直す必要がある。</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じて青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。</p>	危機管理局 民間事業者	
【再生可能エネルギーの導入促進】						
282	<p><再生可能エネルギーの導入></p> <p>本県には風力発電をはじめとした再生可能エネルギーなどの地域エネルギー資源が豊富にあり、これらの最大限の活用及び自立分散型のスマートコミュニティの形成のため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいる。</p>		<p>災害発生時等において必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいるが、未だその形成には至っていないため、引き続き取組を継続する必要がある。</p>	<p>災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進する。</p>	エネルギー総合 対策局 市町村	

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
283	<p><電力系統の接続制約等の改善> 2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。</p>		<p>送電網が脆弱な状況となっているため、再生可能エネルギー導入を拡大し、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電線の着実な整備や蓄電池による系統安定化対策など、送電網の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>脆弱な送電網を解消するため、送電網の充実強化を引き続き国に要望する。</p>	<p>エネルギー総合対策局</p>	
	【道路施設の防災対策】					
284	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県土整備部 市町村</p>	
285	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県土整備部 農林水産部 市町村</p>	
286	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上））の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】</p>

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止						
【水道施設の防災対策】						
287	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者（市町村等）における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。</p>	再掲	<p>長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等より計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。</p>	<p>災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。</p>	健康福祉部 市町村等水道事業者	
288	<p><水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者（市町村等）においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。</p>	再掲	<p>災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。</p>	<p>災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。</p>	健康福祉部 市町村等水道事業者	
289	<p><水道事業者の業務継続計画の策定> 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、市町村等水道事業に対し、業務継続計画（BCP）の策定するよう、指導している。</p>		<p>BCPを策定していない水道事業者もあることから、策定していない水道事業者については、BCPを策定する必要がある。</p>	<p>災害発生時においても上水道供給が可能となるよう、市町村等水道事業者に対し、BCPを策定するよう指導する。</p>	健康福祉部 市町村等水道事業者	
【工業用水道施設の防災対策】						
290	<p><工業用水施設の耐震化・老朽化対策> 工業用水安定供給のため、工業用水道事業10ヵ年計画書により修繕及び建設改良等を実施している。 施設の計画的な更新や老朽化・耐震化のため工業用水道長寿命化計画の策定に取り組んでいる。</p>		<p>地震等の災害発生時に、老朽化が進んだり耐震性の低い工業用水道施設が被災する恐れがあることから、被害を最低限にし工業用水の安定供給をできるよう、施設の計画的な更新や老朽化・耐震化対策を進める必要がある。</p>	<p>災害に強い工業用水道施設を整備し、工業用水の安定供給を図るため、工業用水道長寿命化計画（策定中）に基づき、計画的な更新や老朽化・耐震化対策を実施する。</p>	国土整備部	

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
【下水道施設の機能確保】						
291	<p><下水道施設の耐震化・老朽対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、県と市町村は下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。</p>	再掲	<p>下水道施設のストックマネジメント計画を策定の上、耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設についてストックマネジメント計画を策定するとともに、市町村の取組について、助言等を実施する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>ストックマネジメント計画策定率 0%【H27】 → 100%【H33】</p>
292	<p><下水道事業の業務継続計画の策定> 災害発生時の汚水処理機能の維持、または被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた簡易な業務継続計画を策定している。</p>	再掲	<p>災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。</p>	<p>災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、県が管理する下水道施設の業務継続計画の内容を見直すとともに、勉強会の開催や助言等により、市町村の取組を支援する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	<p>業務継続計画（下水道BCP）の策定率 0%【H27】 → 100%【H33】</p>
293	<p><農業集落排水施設等の耐震化・老朽対策> 災害発生時においても、農村・漁村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、市町村における長寿命化計画の策定を推進している。</p>	再掲	<p>長寿命化計画については、まだ策定されていない施設があることから、市町村における計画策定が進むよう、引き続き、指導・助言等を行っていく必要がある。</p>	<p>農業集落排水施設・漁業集落排水施設を管理する市町村における長寿命化計画の策定が進むよう、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を実施する。</p>	<p>市町村</p>	<p>個別施設毎の長寿命化計画（供用開始後20年を経過した農業集落排水施設）の策定数 62処理区【H27】→99処理区【H32】</p>
294	<p><農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 市町村が管理する農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置の設置等を促進している。</p>		<p>農業集落排水施設・漁業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置が設置されていない施設があることから、施設の管理者である市町村に対して、設置又は整備するよう助言等を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時における農業集落排水施設・漁業集落排水施設の汚水の流下機能及び消毒機能の確保に向けて、市町村における非常用電源装置や固形塩素剤の添加装置の設置が進むよう、助言等を行う。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	
【合併処理浄化槽への転換の促進】						
295	<p><合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村が行う浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助している。 また、合併処理浄化槽への転換を単独処理浄化槽設置者に促すため、普及啓発を行っている。</p>		<p>依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>	<p>単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、国の循環型社会交付金等を活用することにより、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>合併処理浄化槽の普及率※ 9.6%【H26】→9.9%【H37】→11.8%【H47】 ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合</p>

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/5-4 地域交通ネットワークが分断する事態						
【道路施設の防災対策】						
296	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県土整備部 市町村	
297	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	
298	<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上）の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】						
299	<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
300	<青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全性を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	
【路線バスの運行体制・離島航路の運航体制の維持】						
301	<路線バスの運行体制の維持> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。	再掲	災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	企画政策部	
302	<離島航路の運航体制の維持> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の交通手段確保のため、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。		災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者や地元市村と連携を図る必要がある。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段確保が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者や地元市村と連携を図っていく。	企画政策部 市町村	

6 重大な二次災害を発生させないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
【ため池、ダム等の防災対策】					
303		耐用年数を超過し障害が発生している機器があることから、長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。	ダム施設が機能不全に陥ることがないよう、老朽化対策として、耐用年数・障害の頻度等を考慮し、計画的に機器の更新・修繕等を行う。	国 県土整備部	老朽化対策を完了したダムの数 0施設（H28.3末）→1施設（H32.3末）
304	再掲	県管理の農業用防災ダムについては、老朽化が進行していることから、計画的に点検・診断を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。 市町村及び土地改良区が管理する農業用ダム・ため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた支援等を継続していく必要がある。	県管理の農業用防災ダムについて、計画的に点検・診断を実施の上、長寿命化計画を策定する。 市町村及び土地改良区が管理する農業用ダム・ため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き技術的な支援等を実施する。	農林水産部 市町村 土地改良区	個別施設ごとの長寿命化計画（農業用ダム）の策定数 0基【H27】 → 12基（100%）【H32】 個別施設ごとの長寿命化計画（農業用ため池）の策定数 0施設【H27】 → 149施設（100%）【H32】
305		災害発生時でも非常用電源設備が適切に機能するよう、引き続き適切な維持管理を行っていく必要がある。	災害発生により電力の供給が停止しても、ダム施設や農業水利施設の適切な管理体制を維持できるよう、引き続き、適切に維持管理を実施する。	国 県土整備部 農林水産部	非常用電源を整備しているダム施設の割合 100%
306		下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、市町村にハザードマップの整備を指導している。	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行うよう、市町村を指導する。	農林水産部 市町村	防災重点ため池（140カ所）について、ハザードマップ作成 H32までに100%
【防災施設の機能維持】					
307	再掲	土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県土整備部	土砂災害危険箇所整備率 （要対策箇所1,514箇所） 31.6%【H25】 → 33.1%【H30】
308	再掲	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県土整備部	青森県砂防関係施設長寿命化計画策定率 0%【H28】 → 100%【H30】
309	再掲	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。	荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（地すべり防止施設）の策定数 0施設【H27】→10施設【H32】

6 重大な二次災害を発生させないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
リスクシナリオ/6-2 有害物質の大規模拡散・流出						
【有害物質の流出・拡散防止対策】						
310		<p><有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するために、消防本部では、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づいて指導している。</p> <p>消防本部に対し、法令改正や技術基準等の必要な情報提供等を行うことにより、流出・拡散等の防止を図っている。</p> <p>毒物・劇物の流失防止のため、毒物劇物取り扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p> <p>毒物劇物農業について、破損、漏れ等を生じないよう適切な処置をとられているか確認するため、農業販売者に対し立入検査を行っている。</p>	<p>災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。</p>	<p>災害発生に伴う危険物・毒劇物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。</p>	<p>危機管理局 健康福祉部 農林水産部 民間事業者</p>	
311		<p><公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>	<p>災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。</p>	<p>環境生活部</p>	
312		<p><毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策></p> <p>アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。</p>	<p>引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。</p>	<p>災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。</p>	<p>危機管理局 民間事業者</p>	
313		<p><有害な産業廃棄物の流出等防止対策></p> <p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>	<p>有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。</p> <p>また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>	<p>災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発等を進める。</p>	<p>環境生活部</p>	
314		<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	<p>環境生活部</p>	
【鉱廃水関係施設の稼働の継続】						
315		<p><坑廃水処理関係施設の稼働の継続></p> <p>地域住民の健康保護や生活環境の保全のため、休廃止鉱山等から排出されている強酸性の坑廃水について、排水基準以下となるよう、関係施設を整備し、必要な処理を行っている。</p>	<p>未処理の強酸性の坑廃水が流出した場合は、地域住民の健康や生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、坑廃水処理関係施設が稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。</p>	<p>強酸性の坑廃水の流出を未然に防止していくため、引き続き、定期的に現場調査を行うとともに、国の休廃止鉱山鉱害防止等補助金を活用し、坑廃水処理関係施設の稼働の継続を図る。</p>	<p>商工労働部</p>	

6 重大な二次災害を発生させないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【有害物質流出時の処理体制の構築】					
316	<p><有害物質流出時の処理体制の構築></p> <p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p> <p>流出事故発生時には、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施している。</p>		<p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合い把握する必要がある。</p>	<p>災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	環境生活部	
リスクシナリオ/6-3 原子力施設からの放射性物質の放出						
317	<p><原子力施設の安全対策></p> <p>県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子力施設について、立地村とともに事業者と安全協定を締結して、環境の監視や立入調査等を行っている。</p>		<p>原子力施設について、新規規制基準への適合性を含め、その安全性を確保する必要がある。</p>	<p>県内の原子力施設の安全を確保するため、引き続き、国の審査動向を注視するとともに、必要に応じ立入調査等を行い、適宜事業者に対し必要な報告等を求めていく。</p>	危機管理局 市町村	
318	<p><原子力施設に係る環境放射線モニタリング></p> <p>環境放射線モニタリング計画を策定し、モニタリングを実施しており、その結果については専門家による評価を受けるとともに、広く県民に公表している。</p>		<p>再処理工場に係る、環境モニタリングについて、必要に応じ対象項目の追加を行う等、充実を図る必要がある。</p>	<p>環境モニタリングを継続し、施設からの影響について調査していく。</p>	危機管理局	
319	<p><原子力災害時の防災対策></p> <p>万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画の整備や防災訓練の実施、防災資機材の整備などにより、防災対策の充実・強化に取り組んでいる。</p>		<p>住民避難等の具体的な防護措置の対応について充実を図る必要がある。</p> <p>原子力発電所以外の原子力施設の防護措置については、国が早期に原子力災害対策指針に定めるよう引き続き要請する必要がある。</p>	<p>平成28年3月に策定した「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」を踏まえ、県の地域防災計画（原子力編）及び関係市町村の地域防災計画及び避難計画の見直しを行うとともに、引き続き、防災訓練等を通じた関係機関との連携強化や資機材の整備等を推進する。</p>	危機管理局 健康福祉部 市町村	
320	<p><原子力施設の安全性検証></p> <p>原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目節目において検証を行っている。</p>		<p>原子力施設の安全性については、国による新規規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p>	<p>事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行っている。</p>	危機管理局	

6 重大な二次災害を発生させないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
【荒廃農地の発生防止・利用促進】						
321	<p><農地利用の最適化支援></p> <p>荒廃農地の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p>		<p>有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地の解消を推進する必要がある。</p>	<p>災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。</p>	農林水産部 市町村	<p>担い手が利用する農地面積の割合 41.8%【H24】→90%【H35】</p> <p>荒廃農地面積 7,401ha【H24】→3,900ha【H35】</p>
322	<p><農地の生産基盤の整備推進></p> <p>荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。</p>		<p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p>	<p>災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。</p>	農林水産部	水田整備率（30a程度以上）64%
【森林資源の適切な保全管理】						
323	<p><森林の計画的な保全管理></p> <p>将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。</p>		<p>近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。</p>	<p>再造林や間伐を着実に実施していくため、森林所有者の造林意欲向上につながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。</p>	農林水産部 民間事業者	再造林割合 32%【H25】→65%【H35】
324	<p><森林整備事業等の森林所有者への普及啓発></p> <p>土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。</p>		<p>森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に、森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。</p>	<p>森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。</p>	農林水産部 民間事業者	
【農山村地域における防災対策】						
325	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	再掲	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>	<p>荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。</p>	農林水産部 市町村	<p>個別施設毎の長寿命化計画（地すべり防止施設）の策定数 0施設【H27】→10施設【H32】</p>
【農林水産業の生産基盤の防災対策】						
326	<p><農業・水産施設の長寿命化></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、市町村や土地改良区に対し、施設の長寿命化計画を策定するよう技術的な支援等を実施している。</p> <p>水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	再掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、市町村や土地改良区の取組を促進していく必要がある。</p> <p>対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、市町村や土地改良区に対し、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	農林水産部	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農業水利施設（ダム・ため池を除く））の策定数 102施設【H27】→333施設【H32】</p>

6 重大な二次災害を発生させないこと

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響					
【風評被害の発生防止】					
<p>327 <正確な情報発信による風評被害の防止> 安全・安心な県産農林水産物を国内外に広くアピールするため、県産品のウェブサイトや、量販店・スーパー・レストラン等での青森フェア開催などを通じて、平時から消費者や販売業者等に対し安全・安心な県産品の情報発信を行っている。 購入者が県産農林水産物の安全性を確認できるよう、放射線物質モニタリング調査結果を海外に情報提供している。</p>		<p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、県産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。 海外においては、一部に依然として放射性物質について懸念している消費者等がいることから、引き続き、県産農林水産物の安全性を情報提供していく必要がある。</p>	<p>災害発生時における県産品の風評被害の防止に向けて、県産品の正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して直接情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。 海外の消費者等の不安を払拭するため、引き続き、放射線物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。</p>	<p>農林水産部 観光国際戦略局</p>	
<p>328 <物流関係者との信頼関係の構築> 美味しく、安全・安心な県産品をPRするため、トップセールスや青森フェア等を実施し、県内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。 県産農林水産物の安全・安心確保に向けて、生産から加工・流通・販売に携わる関係者と情報を共有するための会議を開催している。</p>		<p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから本県産の安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。</p>	<p>災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するため、県と市町村の連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、安全・安心性のPRの強化を図る。 引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図るとともに、消費者に対して正確な情報を提供するための研修会等を実施する。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>食の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催回数 69回（H27）→120回（H29）</p>
【風評被害の軽減対策】					
<p>329 <風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。</p>		<p>災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。</p>	<p>災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。</p>	<p>農林水産部</p>	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）	
リスクシナリオ/7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
【災害廃棄物の処理体制の構築】						
330		<p><災害廃棄物処理計画の策定></p> <p>災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。</p> <p>また、市町村における災害廃棄物の円滑な処理体制の構築を図るため、市町村に災害廃棄物処理計画の策定を促している。</p>	<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、基本的には被災市町村がその処理を担うことから、市町村において円滑な処理体制が構築されるよう、市町村に対して助言等を行いながら、災害廃棄物処理計画の策定を求めていく必要がある。</p> <p>県の災害廃棄物処理計画については、国の基本方針を踏まえるとともに、本県の実情等を適切に反映した計画となるよう策定を進める必要がある。</p>	<p>災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物の広域処理を、受入れ可能な市町村と一体となって推進する。</p>	環境生活部	
331		<p><災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿処理が行われるよう、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合、県解体工事業協会）や関係自治体と協定を締結している。</p>	<p>災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関する情報を共有する等、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。</p>	<p>災害発生時において各種協定に基づき円滑に災害廃棄物が処理されるよう、県・市町村、関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。</p>	環境生活部	
332		<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業資材、ホタテガイ養殖資材・養殖残さ等に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、市町村適正処理協議会や農協等による処理体制が構築されている。</p>	<p>災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に関する情報を共有し、引き続き、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。</p>	<p>災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。</p>	農林水産部 環境生活部 市町村	
333	再掲	<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	環境生活部	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	【防災ボランティア受入体制の構築】					
334	<p><防災ボランティア受入体制の構築></p> <p>県内で大規模災害が発生し、県に災害対策本部または災害対策連絡本部が設置された場合には、県社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部と協議の上、防災ボランティア情報センターを設置する体制を構築している。</p> <p>災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、防災ボランティアコーディネーターの育成に係る研修を実施している。</p>		<p>災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、引き続き、防災ボランティアコーディネーターを育成していく必要がある。</p> <p>災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。</p>	<p>災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。</p>	環境生活部 危機管理局 市町村	
	【技術職員等の確保】					
335	<p><復旧作業等に係る技術者等の確保></p> <p>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。</p>	再掲	<p>大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。</p>	<p>災害時における応急対策業務に関する協定（橋梁建設協会、PC建設業協会、建設コンサルタンツ協会）、大規模災害時における応急対策業務に関する協定（青森県建設業協会）等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。</p>	県土整備部	
336	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。</p>	再掲	<p>全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p>	<p>必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。</p> <p>また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。</p>	総務部 危機管理局 市町村	
	【建設業の担い手の育成・確保】					
337	<p><建設業の担い手の育成・確保></p> <p>社会資本整備や災害対応を担うなど、県民の暮らしと地域の安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続できるよう、経営の多角化支援とともに、担い手確保に向けた取組を進めている。</p>		<p>本県の建設業は、建設投資の縮小に伴う競争の激化や、従業員の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。</p>	<p>社会資本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の安定的な確保に向けて、中長期的な観点から、女性建設技術者の入職促進を図る取組や、児童・生徒及びその親に対し、建設業の魅力を発信する取組を引き続き実施していく。</p>	県土整備部 農林水産部	
	【農林水産業の担い手の育成・確保】					
338	<p><農林水産業の担い手育成・確保></p> <p>本県の基幹産業である農林水産業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の確保に取り組んでいる。</p>		<p>災害による被害から県経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農林水産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、農林水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。</p>	<p>基幹産業である農林水産業の成長産業化に向けて引き続き、農業・林業・水産業それぞれの課題を踏まえながら、「攻めの農林水産業」を支える担い手の育成・確保に取り組む。</p>	農林水産部	
339	<p>(農業の担い手育成・確保)</p> <p>生産活動や地域活動などを実践し、地域の将来を支えていく担い手を育成している。</p>		<p>農業を支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成する必要がある。</p>	<p>高品質な農産物の生産や高付加価値化など、これからの農業を支える多様な人材を確保・育成するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成するための取組を実施する。</p>	農林水産部	地域経営体数 217【H26】 → 300【H33】

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
340	（林業の担い手育成・確保） 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善や、労働安全衛生対策への支援を実施している。		林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する。	農林水産部	一定の能力を身につけた林業技術者数 182名【H25】 → 350名【H35】
341	（水産業の担い手育成・確保） 漁村地域の活性化や、新規就業を推進するための漁業後継者育成機関（賓陽塾）の運営、また、漁業者のリーダー的存在となる漁業士や 漁村地域の活性化を図るためのリーダーとなる「浜のマネージャー」の育成に取り組んでいる。		つくり育てる漁業・資源管理型漁業を支える人材や、漁村地域の活性化を担うリーダーを育成するとともに、新規参入を推進する必要がある。	つくり育てる漁業・資源管理型漁業を支える人材や、漁村地域の活性化に必要なリーダーを育成するとともに、減少傾向にある漁業者の後継者育成・確保をするための取組を継続する。	農林水産部	
	【人材育成を通じた産業の体質強化】					
342	<産業を支える人材の育成> 経済や雇用の大きな柱である本県のものづくり産業を支えるため、技術者から経営者に至る各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、産業基盤の強化に取り組んでいる。		大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技能を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。	円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、高度な人材の育成を図る。	商工労働部	
	【キャリア教育の推進】					
343	<キャリア教育等の推進> 建設業・農林水産業の担い手や地域産業を支える人材を育成するため、工業高校・農業高校等の専門高校等において、インターシップや体験学習などのキャリア教育・職業教育を推進している。		建設業や農林水産業において担い手確保が課題となっている現状を踏まえながら、それぞれの業種に必要とされる知識、技能、態度等を備えた人材の育成を図るため、キャリア教育、職業教育の一層の充実を図る必要がある。	災害からの復旧・復興を担う建設業・農林水産業の担い手や、地域産業を支える人材に必要な知識、技能、態度等を育むため、関係校におけるキャリア教育、職業教育の充実を図る。	教育庁	
	【防災人材育成】					
344	<災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成> 災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害時派遣医療チーム）、DPAT（災害時派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	再掲	災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害時派遣医療チーム）、DPAT（災害時派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成等を計画的に推進していく。	健康福祉部 危機管理局	DMATの数：18チーム（H28.8現在） DPATの数：3チーム（H28.9現在） DCATについては、今年度から具体的な取組を進めることとしている。
345	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は46.5%（H28.4）と全国ワースト2位であり、さらに自主防災組織を設立させる必要がある。	自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、引き続き、市町村と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 46.5%【H28】 → 50%【H30】
346	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。		大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	危機管理局 市町村	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
<p>347 <消防団の充実> 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>		<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	

7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	【応急仮設住宅の確保等】					
348	<p><応急仮設住宅の迅速な供給></p> <p>災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、関係団体と応急仮設住宅の建設又は民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結しているとともに、木造応急仮設住宅の標準設計を作成している。</p>		<p>応急仮設住宅の建設候補地が不足しているほか、建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。</p> <p>また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。</p>	<p>災害発生時、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、市町村と連携して、建設候補地の選定と整備マニュアルの作成を行うとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。</p>	<p>県土整備部 市町村</p>	
	【地域コミュニティ力の強化】					
349	<p><地域防災力の向上・コミュニティ再生></p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。</p>		<p>地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。</p>	<p>地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	
350	<p><地域コミュニティ力の強化></p> <p>地域特性を生かした地域づくり等を通じ地域コミュニティを強化するため、コミュニティ活動の再生等地域力の向上等を目的とする事業を対象に、各市町村へ補助金を支出している。</p>		<p>少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた取組が必要である。</p> <p>また、地域コミュニティ力の強化は、一朝一夕でできるものではないことから、地域における自発的・主体的な取組が継続的に行われることが求められる。</p>	<p>災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。</p>	<p>企画政策部 市町村</p>	
351	<p><農山漁村の活性化></p> <p>「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。</p>		<p>人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。</p>	<p>農林水産部 市町村</p>	<p>平成26年度以降5年間の新規着手地区における地区環境公共推進協議会の設立等を行った地区数の割合 50%【H27】 → 80%【H30】</p>
352	<p><地域コミュニティを牽引する人材の育成></p> <p>地域コミュニティの維持と活性化のため、一般県民向けに地域づくりに取り組む活動者としての資質を高める講座を実施するなど、学びを通じて、地域を支える人材の育成とネットワーク化に取り組んでいる。</p>		<p>地域を支える人材として、多様な人材の関わりが必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。</p>	<p>地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域を支える多様な人材の育成とネットワーク化を図り、持続的に人材を輩出する仕組みづくりに取り組む。</p>	<p>教育庁</p>	
353	<p><地域を支えるリーダーの育成></p> <p>チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなど「あおり立志挑戦塾」の取組を実施している。</p>		<p>地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。</p>	<p>地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続して「あおり立志挑戦塾」を開催する。</p>	<p>企画政策部</p>	
354	<p><消防団の充実></p> <p>市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのPR等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。</p>		<p>近年、消防団員は年々減少しており、平成28年4月1日現在で19,080人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p>また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。</p>	<p>市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> <p>また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。</p>	<p>危機管理局 市町村</p>	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	【被災地域の治安維持】					
355	<p><警察の体制強化> 被災地域の治安確保及び住民ニーズに対応するため、県警察災害警備計画により所要の体制強化を図っている。</p>		<p>災害発生後においても、地域の治安を守るため、住民ニーズに応えることができるよう、引き続き必要な警察官を確保・配置する必要がある。</p>	<p>被災状況及び治安情勢を的確に把握するため、警察活動のみならず、関係機関との連携・情報共有等を強化し、体制強化・治安確保を図る。</p>	警察本部	

脆弱性評価に基づく対応方策

	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
リスクシナリオ/7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
【鉄道の運行確保】						
356	<p><鉄道事業者との連携による早期復旧></p> <p>災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、JRとの間で、列車の重大事故、トンネル橋梁の崩落等、大規模な交通障害が発生又は発生する恐れのある場合における連絡体制を構築している。</p> <p>また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平時から行っている。</p>		<p>災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。</p>	<p>災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。</p>	企画政策部	
357	<p><青い森鉄道の災害対策></p> <p>災害発生時における鉄道施設の被害状況や青い森鉄道線の運行状況に係る情報を収集し、必要な対策を講じるため災害時初動体制マニュアルを定めている。</p>		<p>青い森鉄道は、地域住民の足であることはもとより、我が国物流の大動脈であることから、災害発生時の輸送体制を維持するとともに、被災した場合においても早期に復旧できる体制を構築する必要がある。</p>	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう青い森鉄道と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、施設の安全対策等の取組を促進していく。</p>	企画政策部	
【道路施設の防災対策】						
358	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県土整備部 市町村	
359	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県土整備部 農林水産部 市町村	
360	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。</p>	再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>	<p>市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。</p>	農林水産部 市町村	<p>個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上））の策定数 1橋【H27】→102橋【H32】 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 4漁港【H33まで】</p>
【基幹的道路交通ネットワークの形成】						
361	<p><基幹的道路交通ネットワークの形成></p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。</p>	再掲	<p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。</p>	<p>被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。</p>	国 県土整備部 市町村	
【代替交通・輸送手段の確保】						
362	<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。</p> <p>また、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>	再掲	<p>災害発生時等に道路が利用できなくなった場合に、円滑・迅速に代替交通手段が確保できるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。</p> <p>また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。</p> <p>また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図っていく。</p>	企画政策部 市町村	

脆弱性評価に基づく対応方策

現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
<p>363</p> <p><代替輸送手段の確保> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾3港で港湾BCPを策定している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	再掲	<p>県内3港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るBCPの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。 漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を対象漁港34のうち25漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>	<p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るBCPの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 空路による輸送確保に向けて、空港利用に係る取り決めに基づく運用体制の実効性を検証する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。</p>	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率 75% (H22全国目標70%) 重要港湾での港湾BCP策定率100% (H27末策定率 全国55%) 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 24漁港【H33まで】
<p>364</p> <p><輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。</p>	再掲	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。</p>	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。</p>	企画政策部 市町村	